# 令和3年 第3回 占冠村議会定例会会議録

自 令和3年 6月16日

至 令和3年 6月17日

占冠村議会

# 令和3年第3回占冠村議会定例会会議録(第1号) 令和3年6月16日(水曜日)

# 〇議事日程

| 議事日程 |   |      |    |   |
|------|---|------|----|---|
|      |   |      |    | 議長開会宣告(午前 10 時)                           |
|      |   |      |    | <ul><li>◎所管事項に関する委員会報告(議会運営委員長)</li></ul> |
| 日程第  | 1 |      |    | 会議録署名議員の指名について                            |
| 日程第  | 2 |      |    | 会期決定について                                  |
|      |   |      |    | ◎諸般報告                                     |
|      |   |      |    | 議長諸般報告                                    |
|      |   |      |    | ◎村長行政報告                                   |
| 日程第  | 3 |      |    | 議席の指定について                                 |
| 日程第  | 4 |      |    | 一般質問                                      |
| 日程第  | 5 | 承認第  | 1号 | 専決処分につき承認を求めることについて                       |
| 日程第  | 6 | 承認第  | 2号 | 専決処分につき承認を求めることについて                       |
| 日程第  | 7 | 承認第  | 3号 | 専決処分につき承認を求めることについて                       |
| 日程第  | 8 | 承認第  | 4号 | 専決処分につき承認を求めることについて                       |
| 日程第  | 9 | 承認第  | 5号 | 専決処分につき承認を求めることについて                       |
| 日程第1 | 0 | 承認第  | 6号 | 専決処分につき承認を求めることについて                       |
| 日程第1 | 1 | 承認第  | 7号 | 専決処分につき承認を求めることについて                       |
| 日程第1 | 2 | 承認第  | 8号 | 専決処分につき承認を求めることについて                       |
| 日程第1 | 3 | 承認第  | 9号 | 専決処分につき承認を求めることについて                       |
| 日程第1 | 4 | 承認第1 | 0号 | 専決処分につき承認を求めることについて                       |
| 日程第1 | 5 | 承認第1 | 1号 | 専決処分につき承認を求めることについて                       |
| 日程第1 | 6 | 承認第1 | 2号 | 専決処分につき承認を求めることについて                       |
| 日程第1 | 7 | 承認第1 | 3号 | 専決処分につき承認を求めることについて                       |
| 日程第1 | 8 | 承認第1 | 4号 | 専決処分につき承認を求めることについて                       |
| 日程第1 | 9 | 承認第1 | 5号 | 専決処分につき承認を求めることについて                       |
| 日程第2 | 0 | 承認第1 | 6号 | 専決処分につき承認を求めることについて                       |
| 日程第2 | 1 | 承認第1 | 7号 | 専決処分につき承認を求めることについて                       |
| 日程第2 | 2 | 報告第  | 1号 | 令和2年度占冠村一般会計繰越明許費繰越計算について                 |
| 日程第2 | 3 | 議案第  | 1号 | 工事請負契約を締結することについて                         |
| 日程第2 | 4 | 議案第  | 2号 | 動産購入契約を締結することについて                         |
| 日程第2 | 5 | 議案第  | 3号 | 占冠村税条例の一部を改正する条例を制定することについて               |
| 日程第2 | 6 | 議案第  | 4号 | 占冠村手数料条例の一部を改正する条例を制定することについて             |
| 日程第2 | 7 | 議案第  | 5号 | 令和3年度占冠村一般会計補正予算(第1号)                     |
| 日程第2 | 8 | 議案第  | 6号 | 令和3年度占冠村国民健康保険事業等別会計補正予算(第1号)             |

# 日程第29 議案第 7号 令和3年度村立診療所特別会計補正予算(第1号)

# 〇出席議員(7名)

 議長
 8番 児 玉 眞 澄 君 副議長
 1番 大 谷 元 江 君

 2番 藤 岡 幸 次 君
 3番 五十嵐 正 雄 君

 4番 細 谷 誠 君
 5番 下 川 園 子 君

6番 小 林 潤 君

## 〇欠席議員(0名)

# 〇出席説明員

(長部局)

占 冠 村 長 田中正治 村 長 松永英敬 副 三 浦 康 会 計 管 理 者 総 務 長 合 田 幸 課 幸 企画商工課長 平岡 卓 農 林 課 長 小尾雅彦 林 業 振 興 室 長 課 長 小 林 昌 弘 根本 治 建 設 福祉子育て支援課長 住 民 課 長 伊藤俊幸 木 村 恭 美 トマム支所長 平川満彦 総務担当主幹 阿部貴裕 職員厚生担当主幹 担当主幹 坂 本 龍 哉 財 務 鈴木智宏 税務担当主幹 佐々木 智 猛 企 画 担 当主幹 竹内清孝 杉岡裕二 商工観光担当主幹 橘 佳 則 農業担 当主幹 林業振興室主幹 髙 桑 浩 建築担 当主幹 嵯峨典子 佐久間 敦 環境衛生担当主幹 戸籍担当主幹 後藤義和 国保医療担当主幹 保健予防担当主幹 小 瀬 敏 広 岡本叔子 村立占冠診療所主幹 上島早苗 社会福祉担当主幹 野 原 大 樹 介護担当主幹 細川明美 子育て支援室主幹 森田梅代 (教育委員会)

教 育 長 藤 本 武 教 育 次 長 多 田 淳 史 学校教育担当兼総務担当主幹 松 永 真 里 社会教育担当主幹 蠣 崎 純 一 (農業委員会)

事務局長小尾雅彦(選挙管理委員会)

書 記 長 三浦康幸

(監査委員)

監 查 委 員 木 村 英 記 監 查 委 員 下 川 園 子 事 務 局 長 岡 崎 至 可

# 〇出席事務局職員

事務局長岡崎至可事務補 三ツ谷陸翔

開会 午前10時00分

**○事務局長(岡崎至可)** 起立、礼。村民憲章 を朗読します。

ひとつ、健康で、幸せな家庭をつくりましょう。ひとつ、自然を愛し、美しい環境をつくりましょう。ひとつ、きまりを守り、明るいまちをつくりましょう。ひとつ、生産を高め、活気ある社会をつくりましょう。ひとつ、文化を育て、豊かな郷土をつくりましょう。

お座りください。

#### ◎開会宣言

〇議長(児玉眞澄君) 皆さんおはようございます。ただいまの出席議員は7名です。定足数に達しておりますので、これから令和3年第3回占冠村議会定例会を開会します。

この際、当面の日程等について、議会運営委員会の報告を求めます。

議会運営委員長、小林潤君。

〇議会運営委員長(小林 潤君) おはようご ざいます。6月9日に開催しました議会運営委 員会のご報告を申し上げます。今期定例会にお ける会期は、本日16日から17日までの2日間と いたします。議事日程、日割りについては、あ らかじめお手元に配布したとおりです。以上で 報告を終わります。

# ◎開議宣告

O議長(児玉眞澄君) これから、本日の会議 を開きます。

#### ◎議事日程

〇議長(児玉眞澄君) 本日の議事日程は、あらかじめ、お手元に配布したとおりです。

# ◎日程第1 会議録署名議員の指名について

**○議長(児玉眞澄君)** 日程第1、会議録署名

議員の指名を行います。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第 124条の規定により、議長において、3番、五十 嵐正雄君、5番、下川園子君を指名いたします。

# ◎日程第2 会期決定について

○議長(児玉眞澄君) 日程第2、会期の決定 の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から6月17日までの2日間としたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**〇議長(児玉眞澄君)** 異議なしと認めます。

したがって会期は、本日から6月17日までの 2日間と決定しました。

# ◎諸般報告

○議長(児玉眞澄君) これから諸般の報告を 行います。まず、議長より閉会中の動向につい て報告いたします。

令和3年4月18日執行の占冠村議会議員補欠 選挙において、細谷誠君が当選されました。常 任委員の選任については、閉会中のため、占冠 村議会委員会条例第6条第4項の規定により、 4月19日、議長において総務産業常任委員に指 名しました。また、令和3年6月8日、議会運 営副委員長の下川園子君が、占冠村議会委員会 条例第11条第2項により、閉会中のため、議会 運営委員辞職願を議長に提出し、同日付で受理 しています。それを受け、6月9日、占冠村議 会委員会条例第6条第4項の規定により、議長 において、細谷誠君を議会運営委員に指名いた しました。同日、議会運営委員会が開催され、 副委員長に細谷誠君が選任されております。

その他の諸般の報告については、事務局長よ り報告します。 ○事務局長(岡崎至可君) 審議資料の1ページをお願いします。今期定例会に付議された案件は、承認第1号から同意案第2号までの27件です。

議員提案による案件は発議案第1号から、審 議資料第2ページをお願いします。意見書案第 6号までの8件です。

説明のため出席を要求したところ、通知のあった者の職及び氏名は村長以下記載のとおりです。

審議資料の3ページをお願いします。令和3年第2回定例会以降の議員の動向は、3月11日、全員協議会から記載のとおりです。

審議資料の7ページから8ページは令和3年2月分の例月出納検査結果です。審議資料の9ページから10ページは、令和3年3月分の例月出納検査結果です。審議資料の11ページから12ページは、令和2年度、令和3年4月分の例月出納検査結果です。審議資料の13ページから14ページは令和3年度、令和3年4月分の例月出納検査結果です。以上です。

〇議長(児玉眞澄君) これで諸般の報告を終わります。

#### ◎村長行政報告

O議長(児玉眞澄君) 村長から行政報告のため、発言を求められておりますので、その発言を許可します。

村長。

**〇村長(田中正治君)** 議長のお許しがありましたので、行政報告をいたします。

審議資料4ページになります。1、報告事項でありますが、本日配布の資料をご覧ください。 行政報告、1、報告事項(1)新型コロナウイルス感染症予防対策について。新型コロナウイルスワクチン接種の進捗状況についてご報告申し上げます。5月14日から北海道に発令されてい

る緊急事態宣言は、6月20日まで延長されてお りますが、新規感染者数は減少傾向にあるもの の、依然として高い感染状況となっております。 このような中、占冠村では65歳以上の方のワク チン接種を5月10日から6月10日まで実施し65 歳以上のワクチン接種対象者数345人のうち292 人、その他に基礎疾患を有するもの8人が接種 しました。接種期間中にはトマム診療所を休診 とし、接種後の副反応への即時対応を考慮して 占冠診療所での接種といたしました。この間住 民の皆様には大変ご不便をおかけしました。住 民の皆様の健康と安全を守ることを最優先に考 え進めてまいりましたことをご理解いただきま すようお願いいたします。現在までに予約を受 けた65歳以上の方のワクチン接種が終了したこ とに伴いその余剰分のワクチンを使用し60歳か ら64歳の方及び基礎疾患のある方で接種を希望 される80人にワクチン接種を行います。既に予 約は完了しており、1回目を6月22日、23日に、 2回目を7月13日、14日に実施します。12歳か ら59歳までの方のワクチン接種については現在 6月8日から、25日まで意向調査を実施してお ります。ワクチンの動向によりますが、準備が 整い次第順次接種を実施し、予定どおり進めら れれば8月末には接種を終えられる状況となっ ております。

次に、(2) 林業振興に向けた取り組みについてであります。占冠村では基幹産業である林業の人材育成をはかるため、国有林と連携し各種勉強会や技術交流会を開催するなど、村内林業事業体における森林施業技術の向上等に取り組んでいます。現在、伐って、使って、植えて、育てる、循環林業の構築のため、計画的に森林資源の若返りを図り、長期的かつ安定的な事業量の確保と、森林資源の循環利用の促進、森林環境譲与税の効果的な活用など、本村における林業の方向性を示す取り組みを企画しております。

具体的には、本村の森林施業プランナーや、北 海道上川総合振興局南部森林室富良野事務所等 と連携し、ニニウ地区の私有林及び村有林にお いて約15ヘクタールの皆伐再造林を主軸に、高 性能林業機械を活用した集約化施業を計画して おり、令和4年度の事業実施に向け準備を進め ております。高性能林業機械を活用する利点で ある伐採や集造材等の連携する作業システムを 現場ごとにうまく組み合わせ、効率よく使用す ることにより収益性の向上に繋がることから既 に実践している国有林現場での勉強会について 本年度中の開催に向けて調整をしています。こ れらの取り組みにより、事業量の増加が見込ま れることから、今後はさらに林業担い手の育成 や確保が重要となります。これまでの助成等に 加え、新たな視点や方策で林業労働者への支援 をはかることができるよう準備を始めなければ ならないと考えております。以上の各種施策等 を通して、本村における林業振興を一層加速化 させてまいりたいと考えておりますので、今後 ともご理解とご協力を賜りますようお願いいた します。

次に、主な用務等でございます。 3月5日、 令和3年第2回占冠村議会定例会以降の行動に つきましては、6ページまで記載のとおりでご ざいます。6ページの3、入札につきましては、 記載のとおり12件を執行しております。

以上で行政報告を終わらせていただきます。

○議長(児玉眞澄君) これで行政報告は終わりました。

# ◎日程第3議席の指定について

〇議長(児玉眞澄) 日程第3、議席の指定を 行います。この度、新たに占冠村議会議員にな られました、細谷誠君の議席は、占冠村会議規 則第4条第2項の規定により、議長において、 4番に指定します。あわせまして、ここで4月 18日に執行された占冠村議会議員補欠選挙において当選されました、細谷誠君をご紹介いたします。

4番、細谷誠君。

O4番(細谷誠君) ただいま、議長よりご紹介がありました細谷誠でございます。何事にも誠心誠意臨んでまいります所存でございますので、ご指導ご鞭撻何卒よろしくお願いいたします。

# ◎日程第4 一般質問

○議長(児玉眞澄君) 日程第4、これから一 般質問を行います。質問の通告がありますので、 順番に発言を許します。

3番、五十嵐正雄君。

**○3番(五十嵐正雄君)** 議長の許しを得ましたので、何点かに渡って質問をしたいと思います。

まず、1点目は宿泊事業体の支援策の充実を ということです。ご承知のように、今報告があ りましたように、歯止めのかからない新型コロ ナウイルス感染症により、地元の宿泊事業体の 経営状況が大変心配です。この間、国や道、村 の支援策がありますが、本当にこれで宿泊事業 体が生き延びていけるのかということです。

民宿とか旅館、ペンション等の地元事業体の 経営状況について、村として実態をどのように 把握しているのかまず1点伺います。

〇議長(児玉眞澄君) 村長。

〇村長(田中正治君) 五十嵐議員のご質問にお答えをいたします。新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、北海道においても緊急事態宣言の再発令、そして更なる延長が継続中であります。この影響により、地域経済は甚大な影響を受けており、地域活動の回復などが今日的な課題となっていることから、商工会においては国の持続化給付金や北海道経営持続化臨時特別

支援金など、新型コロナウイルス感染症関連施 策の申請支援を行っているほか、村としても事 業継続支援金、感染防止支援金、金融支援補助 金、感染防止協力金などを交付してきたところ でございます。宿泊事業者への村の支援を申し 上げますと、事業継続支援金と感染防止支援金、 あわせて第一次で、これは昨年の3月期から5 月期の一次分ですが、10事業体455万円、第二次 で6月期から8月期で10事業体400万円、それか ら第三次で9月期から11月期で10事業体351万円、 今年度5月支給になりますが、第四次として10 事業体400万円で、第一次から第四次あわせて10 の宿泊事業体に対して1606万円の支援を行って まいりました。村内事業者の経営状況について は、商工会を通じて申請される村の事業継続支 援金や金融支援補助金の申請書類などにより把 握をしており、商工会と連携を図りながらコロ ナ対策に関する情報の共有を図っているところ でございます。

〇議長(児玉眞澄君) 3番、五十嵐正雄君。 ○3番(五十嵐正雄君) この間のとりわけ、 村の取り組みについて具体的に今説明を受けま した。商工会を通じて、今村長から話のあった ように、指導や相談等、書類の手続き等含めて 取り組まれているということであります。村と して、数少ない村内宿泊事業体について、具体 的に個別の話し合いとか、相談等、こういった ことが取り組まれているのか伺いたいと思いま す。なんといっても、商工会だけで取り組むの ではなくて、やはり村の貴重な事業体を潰して いかないためにも、村として商工会と一緒にな ってこういった事業体の、いろんな悩みや苦し み、そういったものをきちんと把握して、具体 的な指導なり助言をしていくということが今求 められていると。これから先も、どういうふう にこのコロナの状況が進んでいくのかわからな い状況の中で、事業体それぞれが、先の見通し

がつかないという状況に今追い込まれているということであります。従って、ここ一番大事なのは、村もこういった事業体の人たちと一緒になって考えて、いろんな支援ができるものはしていくなり、相談を受けるものは受けていくと、こういったことが今一番求められていると思います。このへんについての取り組みを伺います。

## 〇議長(児玉眞澄君) 村長。

○村長(田中正治君) 事業体等々の相談関係でございますけれども、宿泊事業者のみならず、個別の事業者から相談があった場合には、聞き取りを行っておりますが、やはり宿泊事業者を含め、村全体の商工業者の状況を適切に把握しているのは村の商工会であることから、随時担当者や担当課長が村の商工会を直接訪問し、村内宿泊事業者を含む全体的な事業者の経営状況等について聞き取りを行っており、現在、村商工会においても村に対する要望書の取りまとめを行っていると聞いております。今後におきましても、商工会との連携を密にしながら、村内事業者の経営状況の適切な把握に努めてまいりたいと考えております。

O議長(児玉眞澄君) 3番、五十嵐正雄君。

○3番(五十嵐正雄君) 商工会と十分な打ち合わせをしながら取り組んでいるということで、商工会としてそれぞれの個々の事業体の経営状況等についても把握しながら相談活動と含めてやっているということですけれども、村としても商工会と連携を取ってきたということですけれど、私が一番求めたいのは、村が率先して、事業体、個々の中に入っていってそういった人たちの事業の状況も含めて、いろんな悩みとか、課題、そういったものを、直接聞いて村の政策の中でどういったことができるのかということを、生の声を聞いてやっていくということが一番大事だろうと思っています。そのへんについては、今までも取り組んでいるということで、

けれども、今後も強くその取り組みを求めてい きたいと思います。

次に3点目の問題ですけれども、数少ない村内の事業体、10事業体があるということですので、こういった事業体が、1事業体でも倒産とか、また事業の休止ということに追い込まれないようなことを、避けていくための取り組みというのが、今必要だろうと思っています。これ以上経営ができないという話も聞いている事業体もあります。こういったことも含めて、10ある事業体を1事業体も潰さない。そういったことを進めていくために、村として今後どういった取り組みを進めていくのか伺います。

# 〇議長(児玉眞澄君) 村長。

〇村長(田中正治君) ご指摘の事業体、個々 との連携、協議につきましては機会あるごとに 対応してまいりたいと思っております。村内事 業者の維持継続のために、地方創生臨時交付金 を財源とした事業継続支援金及び感染防止対策 支援金を今年度も5月に交付いたしました。昨 年度から四次にわたる交付を行い、実績として は61事業者、合計で5581万円の交付となってお り、宿泊事業者に対する支援は先ほどお伝えを したとおりでございます。感染防止協力金や金 融支援補助金の交付など新型コロナ対策に関す る緊急的な対応を取ってきたところでございま す。様々な事業体がある中で、倒産、あるいは 休業というような最悪の事態は私も避けたいと いうことでございますので、感染症対策につい ては財源の確保が必要であることから、今後も 国、道の支援金などや、特別交付金等の動向を 注視しながらできる限り支援をしてまいりたい と考えております。また、現在の厳しい状況が 継続するようであれば、財源を検討し、補正予 算措置等を村としても検討してまいりたいと考 えております。以上です。

O議長(児玉眞澄君) 3番、五十嵐正雄君。

○3番(五十嵐正雄君) 村の取り組みとして 最大限これからもやっていくということで、理 解をしました。いずれにしても、このコロナを 相手ですから、どういう状況になるかわかりま せんので、直接そういった事業体の人たちが生 活できるような支援というのをぜひ心掛けてい ただきたいと思います。

次の問題に移ります。質問2でありますけれ ども、自然体感ができる環境を整備を、という ことです。占冠村は「自然体感しむかっぷ」を 合言葉に、入込人口の増を目指した取り組みを この間進めてきております。そこで一つ提案が ありますけれども、赤岩方面へ向かって青巖橋 を渡って左側の道路、昔砂利をあげていた道路 ですね。そこは鵡川と双珠別川の合流点の下流 に行きつく場所です。そこで、ここは以前から 学校の炊事遠足に利用されたり、魚釣りのポイ ントとして広く知られているところであります。 コロナのこういう感染状況の中で密を避けると いうことで、実は多くの札幌ナンバーの車が家 族連れで、川遊びを楽しんでいました。何回か そういったことで、釣りに行ったときに、そう いった人たちと遭遇することがありました。こ の人たちは、川の中に入って魚釣りをしたり、 また家族でタオルを使い、ドジョウとかウグイ が中心でありますけれども、そういった小魚を すくって遊んでいました。また、池を自分たち で作って、そういったすくいあげた魚をここの 川辺で遊んでいると。また、石を投げて水切り をしたり、昆虫採集等、まさに自然体感を満喫 している姿が見受けられました。特にこういっ た都会から、占冠村に来てそういった直接自然 体感を満喫できるこういったところが、うちの 村、あるようで残念ながらそういった整備がほ とんどされていませんから、ここの箇所につい てはそういったことで、私が見た範囲でも、7、 8家族の方がこの期間来ておりました。ここの

道路というのは、役場の担当者に聞きますと、 開発局が管理している河川敷のようです。です から、村が自由に勝手にできるということでは ありませんけれども、この道路については、何 回か私も釣りに行ったりしている中で、車が埋 まるくらいの、埋まるというのはタイヤが底つ くくらいのドボドボの状態になっていて、札幌 ナンバーのきれいな車が来て、その中に入って いくっていうことは、かなり困難性があって無 理やり横の方を、片タイヤをつけてなんとか渡 っているというのが実態なようです。

また、入ってすぐのところは、最盛期には3 メートル近くなるようなイタドリが生い茂って いてトンネル状態になっていると、こういうこ とであります。せつかく占冠村に来た人たちが、 こういった嫌な思いをしながらでも、そこの河 原まで行く着くためには、なんとか車でそこま で行くと。こういうことです。提案なんですけ れども、この道路、村ではありませんけれども、 こういった占冠村に来て自然を満喫できるよう な家族連れで遊べるような場所を別にお金をか けないで、ガイドも頼まないでできる、こうい ったところがあるわけですから、ぜひこれらに ついては、まず一つは道路の改良、これもダン プで7、8台、大きな砂利から小さな目潰しの 砂利を入れればすぐ済むわけです。あわせてこ のイタドリについてもこういった大きく覆いか ぶさるような状況ではなくて、できるだけ早い 時期、若いうちに草を刈れば簡単に刈れ、道路 も日を射すことによって乾燥も早くさせるとこ ういうことでありますから、こういった配慮を 村としてやっていく必要があると考えています。 このへんについて村として、「うちの管理じゃな いからそんなことやれません」っていうのか、 それともできるだけ1人でも多くの都会ばかり ではなくて、自然を愛する人たちが、家族連れ で来て、遊べる場所として、村として確保して

いくということなのか、そのへんについて今後 の村の取り組み、整備について伺います。

〇議長(児玉眞澄君) 村長。

**〇村長(田中正治君)** 河川環境における整備 ということでございます。議員ご指摘の河川敷 においては、村民の他、村外からの来訪者の憩 いの場や炊事遠足、あるいは川の学校などの教 育の場として利用されている光景を私も何度か 目にしております。現地を確認したところ、現 在は雨水が溜まらないよう施工されており、車 両が通るのに支障はありませんでしたが、昨日 別件で河川内の流木処理の関係で河川管理者で あります上川総合振興局旭川建設管理部富良野 出張所との打ち合わせの会議がありましたので、 担当課のほうから当該箇所に係る維持・管理に ついて要請をいたしました。旭川建設管理部富 良野出張所からは前向きに検討し、出張所内で の検討結果をお知らせするとのお話を受けまし たので、その回答を待って対応することとして おりました。その後、早速回答がまいりまして、 旭川建設管理部富良野出張所から連絡をいただ きまして、草刈りについては早急に行うと。そ れから道路の補修についても、なんらかの形で 行う旨の回答をもらいましたので、ご報告をさ せていただきます。以上です。

O議長(児玉眞澄君) 3番、五十嵐正雄君。

○3番(五十嵐正雄君) 素早い対応です。こういった箇所というのは何箇所か村内にもありますので、そういった点検も含めて、これからせっかく占冠に来てそういった自然を満喫できる場所が何箇所かあるわけですから、そういった整備もこれからしていく必要があるということを言って、私の方から質問を終わりたいと思います。

〇議長(児玉眞澄君) これで3番、五十嵐正 雄君の一般質問を終わります。

〇議長(児玉眞澄君) 次に6番、小林潤君。

**○6番(小林 潤君)** それでは一般質問をさせていただきます。

今、五十嵐議員の前段と重複する部分がある のですけれども、一応私の視点からということ で内容は重複しておりますが、質問させていた だきます。

コロナ感染拡大に伴う観光事業者等の支援に ついてであります。昨年1月頃から発症したコ ロナ感染は、残念ながら現在も終息の見通しが 立たない中、2年目に突入しております。国は、 緊急事態宣言の影響緩和として2021年の1月か ら3月分の事業収入について2019年または2020 年の同月と比べて、50%以上減少した場合、一 時支援金として個人事業者に上限30万円を支給 することになっており、また4月から6月分に ついては、それぞれの月ごとに、月次支援金を 支給するということになっているようです。一 時支援金の申請締め切りは5月31日までで、商 工会の方には20件程の申請があり村内観光事業 者等の経営は厳しい状況であることが妙実に表 れていると思います。昨年は、村独自の支援事 業として事業継続支援金等を実施してきました。 現在のコロナ感染拡大の中、緊急事態宣言の影 響を受けた観光事業者等の支援についてどのよ うに考えているのか伺います。これについては、 先ほど五十嵐議員の回答しておりますけれども、 重複しても構いませんのでお伺いします。

〇議長(児玉眞澄君) 村長。

**〇村長(田中正治君)** 小林議員のご質問にお答えをいたします。観光事業者等への支援ということでございます。

ワクチン接種がスタートしまして、国内の接 種率も順調に伸びておりますが、感染症は未だ 収束を見せず、長期化しており村内事業者への 影響は大変大きなものがあると認識をしており ます。宿泊事業者も含めた村内事業者への村の 事業継続支援金及び、感染防止支援金を申し上 げますと、第一次で61事業体、1630万円、第二 次で61事業体、1467万円、第三次で61事業体、 1143万円、今年度5月支給分になりますが、四 次は61事業体、1341万円で一次から第四次あわ せて5581万円の支援を行ってまいりました。現 在、国においては1月から3月の影響緩和策と して一時支援金、6月までの影響緩和策として 月次支援金、また北海道において感染防止対策 協力支援金や道特別支援金等の支援が行われて おり、村としても商工会と情報の共有を図りな がら支援金等をフル活用していくこととしてい ます。これまでも地方創生臨時交付金を財源と した、コロナ対策を実行しておりますが、国、 道の動向を注視しながら商工会とも連携を密に し、できる限りの支援をしてまいりたいと考え ております。

O議長(児玉眞澄君) 6番、小林潤君。

○6番(小林 潤君) ただいま、村長の方か ら村としても国とか道の動向を注視しながら、 観光事業体を救うための支援を考えるという回 答だったように思っております。先ほど来から、 村の支援策として事業体の感染防止対策支援、 それと事業継続対策の支援金、昨年は補正で和 牛農家の市場価格が3割ほど下落していると今 年確認しましたら、まだ従前までは戻ってない んですけれども、3割までは落ちてなくて1割 くらいの減だという状況もあります。農業の持 続化給付金っていうのも補正で支援策として予 算を計上しております。村としても今後、検討 をする考えはあるという答弁でお聞きしました が、具体的に昨年も実施した今の事業継続対策 支援金、それから事業者に対して感染防止対策 支援金、それから場合によっては畜産経営安定 化支援金、それと農業の持続化給付金、これら についても昨年同様、そういう厳しい状況、各 観光事業者等から要請があれば引き続き実施す るという認識でよろしいでしょうか。

〇議長(児玉眞澄君) 村長。

○村長(田中正治君) 農業関係の支援金については通告がなかったので検討しておりませんでしたけれども、基本的には宿泊事業者と同様に、まずは国や道の支援金をフルに活用していただく、そして国の交付金の状況によりますが、現在の厳しい状況が継続するようであれば財源を検討し、補正予算措置等を検討してまいりたいという考え方であります。以上です。

○議長(児玉眞澄君) これで6番、小林潤君 の一般質問を終わります。

○議長(児玉眞澄君) 次に2番、藤岡幸次君。○2番(藤岡幸次君) それでは早速質問させていただきます。

まず、質問一つなんですが、表彰規則の運用 についてということで、現状についての考え方 と、それから今後の取り組みの考え方について、 二つに分けて質問させていただきます。

まず、現状においてなんですが本村には表彰 規則がありますが、十分に運用されていないの が実情と思います。近年の広報誌等をみますと、 感謝状のみ授与している状況と思いますが、こ れはなぜ運用実施されていないのか、現状の考 え方を伺いたいと思います。

〇議長(児玉眞澄君) 村長。

〇村長(田中正治君) 藤岡議員のご質問にお答えをいたします。本村における表彰規則は昭和8年2月に施行されまして、その後4回の改正がなされてきましたが、具体性に欠ける内容となっております。過去の村議会においても、公職経験者や職責による者の表彰ばかりではなく、表には出ていなくとも、裏方で本村振興に関わった方々を表彰すべきとの議論がなされたところです。その際、そうした方々の表彰規則を検討したいとの答弁がされておりましたが、事務的に進んでいなかった現状があり、大変申し訳ないと思っております。私としては、地域

の誇りとなるような顕著な活躍をされた方や、 地域社会に多大な貢献をされた方を称え表彰す ることは、多くの地方公共団体で行われており、 議員言われるとおり、地域社会の活性化にも資 するものであると考えております。

占冠村におきましても顕著な業績や功績をあげた方に限らず、たとえ日が当たらなくても長期間にわたるボランティア活動の実践など、地道な活動を継続することにより、地域に多大な貢献をされた方々など表彰する仕組みを皆さまのご意見を頂戴しながら作り上げていくことはなんら差し支えないものであると考えております。以上です。

O議長(児玉眞澄君) 2番、藤岡幸次君。

○2番(藤岡幸次君) それでは続いて、2番目の今後の取り組みというところで、一部今村長の答弁の中にもございましたけれども、今後作り上げていきたいというようなお話ですけれども、具体的にそのようなお考えでございましたら、今年度内にある程度期限を設けて、またいろいろ繁忙の中で先々っていうことがおきかねないので一つ目標を決めていただいて取り組まれる考えがあるかお伺いしたいと思います。

〇議長(児玉眞澄君) 村長。

〇村長(田中正治君) 表彰制度の策定でございます。表彰制度の整備、運用につきましては、様々な意見があるところでございます。表彰するための基準について議論されてこなかったのが実態であります。今後におきましては、どのような功績を上げたらどのような表彰をすればよいのかなど、具体的な表彰の基準や内容について協議を重ねていただきたいと考えております。現段階におきまして、具体的な時期をお示しすることはできませんが、議員の皆さんはもちろん、多くの議論の中から制度を作り上げていくべきであると考えておりますのでご理解とご協力のほどよろしくお願い申し上げます。以

上です。

O議長(児玉眞澄君) 2番、藤岡幸次君。

○2番(藤岡幸次君) 大変しつこいような質 問になるかと思うんですけれども、今年度例え ば一例あげますと、少年団活動等においてジュ ニアオリンピック、皆さん広報誌等でも広報さ れておりましたけれども、小学生2名の方が全 国大会に行かれたと。それだけでも素晴らしい ことなのかなと、さらにその中で上位入賞、ま た、種目別全国優勝などの、顕著な結果を残さ れていますので、後へ続く者への、勇気づけと か、本当に子どもたちだけでなくて、大人もそ ういう情報を耳にして非常に明るいニュースか なと思いますので、ぜひ今ちょっと期限はなか なかという答弁でございましたけれども、村長、 一つなんとか、令和3年なら3年、ここを一つ 目途に、それほど難しい作業ではないのかなと 思いますので、そうしませんと、また来年も同 じようにそのような素晴らしい生徒が出た場合、 逃してしまうという残念な結果になりますので、 せっかく素晴らしいこういった基準があるわけ ですから、それを活かすということは、重要な 取り組みの課題かなと思いますので、ぜひ期限 をお示しいただけたらと思います。

#### 〇議長(児玉眞澄君) 村長。

○村長(田中正治君) 表彰規則については、 先ほど申し上げたとおり、内容は具体性に欠けるということを私も確認をしました。これまでも、様々なスポーツ大会、あるいは文化活動で顕著な成績を収めている方もいますが、記念事業にあわせて表彰させていただいてきたという実態もございます。それにしても、タイムリーな表彰になっていないということでございますので、スポーツ、文化、ボランティア、あるいは地域貢献含めて、そういった分野ごとの一つのルール作りを議員言われるように、少しでも早くお示しできるように進めてまいりたいと考 えておりますのでご理解をお願いしたいと思います。

O議長(児玉眞澄君) 2番、藤岡幸次君。

**〇2番(藤岡幸次君)** 次の質問にまいります。 誰もが安心できる学校教育の充実について教育 長に伺いたいと思います。

バリアフリー法の改正を踏まえ、教育との連携や、学校施設の改善を加速させることが近年強く求められている現状にあるかと思います。 学校教育においては、バリアフリー教室などの障がい者を理解する授業、また学校施設においては多目的トイレの設置推進等が重要と思われますが、具体的な推進について今後どのような計画を取り組みしていくのか考えを伺いたいと思います。

〇議長(児玉眞澄君) 教育長。

○教育長(藤本武君) 藤岡議員のご質問にお答えさせていただきたいと思います。

既存の学校施設のバリアフリー化に関しましては、本年4月に改正されたバリアフリー法が施行され、バリアフリー基準適合の努力義務が課せられたところでございます。本村における学校トイレのバリアフリー化は、令和2年12月議会において議員からもご指摘以降、その設置場所及び方法について検討を進めているところでございます。議員もご承知のとおり財源の確保が大きな課題となっております。本村の負担が少ない補助事業、あるいは充当率、元利償還金に対する交付税措置が有利な起債など、財源確保の検討を進めながら、具体的には水害時の避難所とされている占冠中学校から順次全校のトイレを整備できるように進めてまいりたいと考えております。

**〇議長(児玉眞澄君**) 2番、藤岡幸次君。

○2番(藤岡幸次君) 今、教育長から、多目 的トイレの整備と、バリアフリーの整備をした いと、順次、財源確保等も踏まえ、計画を進め ていきたいというような話でしたが、もう一つの、要するに教育の部分、これも物と教育の部分と二つあるかと思うんですけれども、そちらのほうの教育の中における心の教育って重要ですよね。そこらへんの取り組みについて、お聞かせいただければと思います。

〇議長(児玉眞澄君) 教育長。

○教育長(藤本武君) トイレ以外のということで、特段、今はまだ頭の中には整理されておりませんけれども、議員ご指摘のとおりトイレだけではなくて学校の中の各教室、その廊下等も踏まえた中で今後状況をみながらどういった方法がいいのか今、現時点では検討はしておりませんけれども、今後に向けてトイレだけではなく、学校の施設、教室等も含めて検討していかなければならないなというふうには考えております。

**○議長(児玉眞澄君)** ここで11時10分まで休 憩いたします。

> 休憩 午前10時56分 再開 午前11時10分

○議長(児玉眞澄君) 休憩前に引き続き会議を開きます。一般質問を続けます。 2番、藤岡幸次君。

**○2番(藤岡幸次君)** それでは質問3のほう にいきます。

公共施設の長期的な修繕費を目的とした個別 施設の計画策定状況についてということで、本 計画については令和2年度内に方向性を示すと いうことでありましたけれども、個別施設計画 の進捗状況について伺いたいと思います。

計画策定事務については予定よりも遅れているということは伺っておりますが実行されていることに対しては一定の評価をさせていただきたいなと、そこで今現在の進み具合、そして遅れているわけなんですけれども完了目途、この2点ですね、伺いたいと思います。

〇議長(児玉眞澄君) 村長。

**○村長(田中正治君)** 藤岡議員のご質問にお答えをいたします。

公共施設等総合管理計画につきましては、イ ンフラの老朽化が急速に進展する中、新しく造 ることから賢く使うことへの転換を求める平成 25年6月14日の閣議決定に基づき、平成26年の 総務省通知により全国の自治体で策定すること とされ、本村も平成29年2月に作成済みでござ います。今後は策定済みの総合管理計画に基づ き、個別実施計画を策定し、公共施設の総合的 適正管理を進めていくこととされております。 占冠村の個別施設計画につきましては、令和2 年度中に議員の皆さまにご説明さしあげるべく 準備を進めてまいりました。現在、本計画につ きましては、文章の体裁、あるいは表現など、 細部の調整を行っているところでございます。 準備が整い次第、年内の早い時期に議会へのお 示しをしたいと考えておりますので、ご理解を いただきますようお願い申し上げます。以上で す。

〇議長(児玉眞澄君) これで2番、藤岡幸次 君の一般質問を終わります。

〇議長(児玉眞澄君) 次に4番、細谷誠君。

○4番(細谷 誠君) それではまず、質問の 一つ目でありますけれども、体験観光推進について。村政執行方針の中で、豊かな自然環境や 清流鵡川を満喫できる体験型観光を推進してい くとありますが、自然体感占冠を体現するキャンプ場が令和4年度用途廃止に向け進んでいます。キャンプ場の用途廃止は占冠村の体験観光 の大きな魅力損失の一つと考えます。今後の体 験型観光推進における具体的な施策をお伺いします。

〇議長(児玉眞澄君) 村長。

**〇村長(田中正治君)** 細谷議員のご質問にお答えをいたします。体験型観光推進ということ

で、昨年度の本村の観光入込客数は64万3000人 で令和元年度の観光入込客が153万5000人でした から、前年度対比では42%の減少となりました。 その内訳としては、トマム地区の入込が40万 4000人で前年対比38%、道の駅が20万4000人で 前年対比48%となっております。新型コロナウ イルス感染症の影響は甚大なものがあると考え ております。ご質問のニニウキャンプ場につい ては本村の自然を体感する観光資源としてキャ ンプ場を維持したいとの考えがある一方で、ニ ニウ地区の水源が大きな課題となっていたこと から、昨年よりキャンプ場の存廃について説明 をしてきたところです。体験型観光の具体的な 施策については、トマムリゾートとの連携はも ちろん上川南部森林管理署やNPO法人占冠・ 村づくり観光協会等と協力した村立自然公園赤 岩青巖峡の環境整備、あるいは各種団体を活用 したPRなどを行ってきております。またサイ クルツーリズム協議会が主体的に取り組みを行 うなど、新しい芽も育ってきており、それらに 対する支援や修学旅行の受け入れの支援、ガイ ド付きハンティングも自然体感資源の一つであ りますので、それらを継続、発展させることも もちろん地域固有の資源を発掘し活用していく こと、そして観光協会、トマムリゾートとの連 携が重要であると考えております。

O議長(児玉眞澄君) 4番、細谷誠君。

○4番(細谷 誠君) トマムリゾート、観光 協会との連携が重要とありますけれども、占冠 村は観光と交通の要衝であり、自然環境に恵ま れた地です。アフターコロナを見据え体験型観 光を推進していくには、まず国内、近場の集客、 その後にインバウンド、特に国内、アジア圏で のキャンプアウトドア人気が上昇している中、 宿泊を伴う自然観光は大きな魅力です。今後、 キャンプ場の代替え案、今後の需要が高まるで あろうと予測されるRVパークなど道の駅、湯 の沢温泉などと複合的な体験観光とすることで、 より多くの集客が得られると考えます。いかが お考えでしょうか。

〇議長(児玉眞澄君) 村長。

〇村長(田中正治君) 議員おっしゃられるよ うに、様々な施設との融合を基に施設の維持を してはどうかということでございます。このコ ロナ禍にあって、確かに令和元年度に3810人だ ったものが、5620人ということで利用者も増加 しているということは数字的に表していると思 います。キャンプ場については、様々な課題を 抱えておりまして、水のみならず、例えば水を 整備して多くのお金をかけてもそれでOKじゃ ないんですね。そこから毎年、維持、管理する ための費用、あるいは施設も修繕、補修をかけ て維持していかなければならない。そんな中で、 今指定管理で600万円でできているからいいじゃ ないかということもあるかもしれませんが、そ ういう状況にはならないと思います。それとあ わせて現在、道道の改修は、要望はしておりま すけれどもなかなか難しい。あわせて災害時の 避難、あるいは通行止め等の対応含めてニニウ キャンプ場というのは、大変不利な環境にある と。当時ニニウ自然の国という体験型観光、体 験農園ですとか、学童農園ですとか、サイクリ ングターミナル含めて複合的に体験型観光をニ ニウ地区でやりたいということでニニウの再開 発を進めた歴史があります。それがすべての施 設がなくなり、補助金を投じたということもあ りまして、キャンプ場だけが残ってこれまでき たと。その補助金も償還期限が近づいてきたの で、この際、考えを水の件を通じて維持管理費 を考えるときに、大変だろうと。村の財政をそ の経費をどこへ投資できるのか、やはり村とし てはその経費の投資先の選択をしなければ、す べてを維持していくということは、なかなか難 しいと思っております。先ほど少し申し上げま

したけれども、赤岩青巖峡の観光入込をみますと令和2年が3682人、それから令和元年には8330人と、実績をみても明らかにニニウを上回っているということで、そこについては今以上の投資が必要とはあまり考えられないものですから、道路状況も今は安定しているということで、そういったことを含めれば、どこかで決意をしなきゃならないと私は考えました。

キャンプ、あるいはオートキャンプ、小規模 な自然を楽しむ施設として、で、民 間主導でやってもらえないものかなということ も考えておりまして、村が大きな投資をするの ではなくて、民間主導でそういった事業ができ るのであればやっていただきたいなと思ってい ます。キャンプ場の状況をみますと、近隣に日 高、それから金山、それから穂別等々オートキ ャンプも含めて立派なキャンプ場もあったりし て、将来に渡って投資をして維持していくのは なかなか難しい環境じゃないのかなということ で考えておりました。占冠の自然体感というこ とについては、地域で知恵を出し合いながら、 様々な地域資源を利用した中で、そういった体 感をしていただける施策に持っていければと思 っておりまして、議員ご心配のようにせっかく のものがもったいないというのは、私も当然で きることならやりたいという気持ちがいっぱい でございますけれども、それでこの議論をはじ めたということもひとつご理解をいただきたい と思っております。以上です。

O議長(児玉眞澄君) 4番、細谷誠君。

○4番(細谷 誠君) やはりこの件に関しましては、多方面と連携、それから議論が必要だと思います。自然体感占冠、体験型観光こういったものを推進していく上で、今後も議論、調査等が必要だと思いますのでぜひ今後も前向きにお願いいたします。それと、観光業としてやはり強いのは首都圏の観光なんですよね。こう

いった地域がどういうふうに活性化していくか というと、やはり自然観光なんです。このへん も含めてぜひお考えを進めていっていただきた いと、またこの件に関しましては、進捗状況を お聞きしたいと思います。

では質問の二つ目です。国際交流に基づいた 持続可能な地域づくりについて3点質問をさせ ていただきたいと思います。

まず1点目、アスペン市と姉妹都市提携から 今年で30年を迎えるにあたり記念事業等の開催 に向けた計画、取り組みについてお伺います。

# 〇議長(児玉眞澄君) 村長。

〇村長(田中正治君) アスペンとの姉妹都市 提携から30年を迎えました。あわせて30年記念 行事の開催ということで提起させていただいて おりましたけれども、記念行事の開催に向けて アスペン市長を表敬訪問するということで昨年 予算も計上させていただき、訪問して今後にお ける姉妹都市提携発展のための協議を進めるこ ととしておりましたけれども、この新型コロナ ウイルス感染症の世界的な拡大によりまして中 断を余儀なくされました。昨年10月に記念事業 等の延期についてアスペン市のトーリー市長に 手紙を送付し、その回答としてトーリー市長か らは30年にも及ぶ両者の交流が成功しているこ とは誠に素晴らしいことであり、今回の新型コ ロナウイルスの流行は姉妹都市提携30周年を祝 うことを妨げるものではないこと、渡航や直接 お会いすることについては先行きが不透明であ るものの、両者間のパートナーシップは揺るぎ ないものであり、交流事業について今後どのよ うなことができるか関係者の検討を待ちたいと のメッセージが届いております。また、本年5 月にはアスペン姉妹都市委員会と協議を行いま してリモートでの記念行事で終わらせるのでは なく、年を超えても新型コロナウイルス感染症 が収束し、事業を計画できる状況を待って相談

することで、双方合致いたしております。この 新型コロナウイルスの流行により開催時期等の 見通しが立っておりませんが、記念事業の開催 に向けてアスペン市との協議を継続してまいり たいと考えております。以上です。

O議長(児玉眞澄君) 4番、細谷誠君。

○4番(細谷 誠君) 平成31年第1回定例会 議の村長答弁の中に、アスペン市との交流について30年の節目として総括と今後の在り方を検 討し、より充実した交流活動を進めていけるよ う検討するとありますが、このへんの総括等はなされていたのでしょうか。

〇議長(児玉眞澄君) 村長。

〇村長(田中正治君) 昨年の11月を予定していたんですけれども、アスペン市へ行って直接市長とお会いして日程の議論をしたいということで、頭の中では考えてました。その後、中止になったものですから具体的な文言、表現についての総括については至っておりません。以上です。

O議長(児玉眞澄君) 4番、細谷誠君。

○4番(細谷 誠君) これは私の考えでもありますが、この、より充実した交流、アスペン市の市長も言っておりますけれども、それを考えたときに占冠村の持続可能な地域づくりと交流、そういったものは高水準な観光産業、環境研究と教育プログラムを行っているアスペン市、ここに中学生が行くだけではなくて一般の村民も研修に行けるような仕組みを作って地域に反映することが大切だと考えていますがいかがでしょうか。

〇議長(児玉眞澄君) 村長。

○村長(田中正治君) それぞれの地域間交流 については、姉妹都市提携から何年続いたか忘 れましたけれども、毎年訪問団ということでア スペン市に派遣をしておりました。私も1回ア スペン環境会議の時に行った経験を持ってます。 今、議員さんで行った方いらっしゃらないと思いますが、議員の方みなさん何年かに分かれて行ったり、一般住民からも公募をして参加をしていたという経過があります。そういった意味で観光振興基金、こういったものを利用してそういった交流は可能かと思いますが、現状では受け入れ側の体制、あるいはこちら側の体制もそうですけれども、一時難しい時期もございましてそれ以降、中学生の交流ということでお互いの交換留学という事業に発展をしたという経過がございます。議員言われるように、一般の方の交流も必要に応じてやることは、基金もありますので一定程度はできるのかなと思っていますが、現状では考えておりません。以上です。

O議長(児玉眞澄君) 4番、細谷誠君。

○4番(細谷 誠君) やはり今後、世界的に 環境ということが問われております。そういっ た中で、ぜひとも持続可能な地域づくりを進め ていく上で、やはり一般の村民もこういったと ころに見聞を広めに行くということが非常に大 切と思います。交流の面と。ぜひ今後もご検討 をお願いしたいと思います。

それでは二つ目の質問にまいります。こちらも平成31年第1回定例会議村長答弁において、 国際環境観光会議シリーズ1995占冠宣言についての認識とACESアスペン環境センターの具体的な組織、取り組み、人材や財源確保について調査を進めるとありますが進捗状況等お伺いいたします。

〇議長(児玉眞澄君) 村長。

〇村長(田中正治君) 1995年の国際環境会議には私も事務局として参加をしており、占冠宣言の草案作りにも参加しておりました。当時はリゾート法の指定を受け、開発目標としてエコツーリズムの推進が会議の中心であったと思います。その過程において、アスペン環境センターのプログラムの導入、エコツーリズムの実践

に向けた意識と人材育成に努めるとしたものが 占冠宣言と考えております。そうした意識の中 から生まれてきたものが、山の学校や川の学校、 ヒグマの学校などの実績であり、猟区の設定な どもその一部ではないかと思っております。ま た、地域の民間団体においても様々な活動が展 開されている状況をみるとき、環境に配慮した 開発が進められているのではないかと思う部分 もあります。アスペン環境センターの調査につ いては、30周年記念事業にあわせて行いたい考 えでありましたが、このコロナ禍の中で進んで いないのが実態であります。記念行事とは別に 進めるべきとの考えもあろうかと思いますが、 30周年を節目としたアスペン市とのやり取りの 中で調査、検討を進めてまいりたいと考えてお りますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○4番(細谷 誠君) 村長の今の答えに3つ 目の質問も関連しますので、まず3つ目の質問 に進めさせていただきたいと思います。

O議長(児玉眞澄君) 4番、細谷誠君。

持続可能な地域づくりを進めるには地域資源を発掘し、保護管理し、利活用していくことが占冠村における循環型経済と地域活性化の一つの鍵と考えます。これまで学校教育での環境学習、研修旅行向けのSDGsプログラム、猟区の取り組み、エコツーリズム、サイクルツーリズム、ハンティングガイドなど素晴らしい取り組みがなされています。30年ほどかけて培われてきた素晴らしい取り組みを一元化し運用するような組織、仕組みづくりがぜひ必要と考えますが、考えをお伺いします。

〇議長(児玉眞澄君) 村長。

〇村長(田中正治君) アスペン環境センター については、自然保護区域の復元、それから地域の学校の環境学習プログラムの開発からスタートし、子どもたちへの教育活動のほか、市民 や観光客など大人のためのフィールドワークへ

発展していったと聞いております。アスペン環境センターを参考とした組織や仕組みづくりについては、私も調査を進めてまいりたいと過去にも答弁をしているところですが、持続的な地域づくりを進めるためには、組織や取り組みの採算性の視点も欠かせないと考えておりますので、様々な方向から調査、検討が必要と現在のところは考えております。

O議長(児玉眞澄君) 4番、細谷誠君。

○4番(細谷 誠君) 村長はじめ教育長も占 冠ならではの地域資源を生かした環境教育や、 エコツーリズム、学校学習、産官学連携の取り 組みなど評価していると感じます。しかし、そ れぞれの素晴らしい取り組みが個別に活動する だけではなくて、やはりアスペン環境センター のような機能を事業化し、集約することで占冠 ならではの、それぞれの取り組みが可能となり 占冠村の持続可能な開発目標、SDGsも明確 にしていけるのではないかと考えます。また、 財源の問題でありますけれども、私どもが運営 しています感響プログラム、感じる、響く、プ ログラムですね。修学旅行生を主に集客してや っておりますけれども、一時期多い時で7校、 1000名ほどの集客がありました。これもオーバ ーワーク、オーバーユースにならないように絞 っているんですよね。そういったところを、も う少ししつかりとした組織を作って運営してい けば収益もかなり上がっていくんじゃないかと。 それも財源に使えるんではないかと考えており ます。そういったことも含めて、ぜひご検討を お願いいたします。

〇議長(児玉眞澄君) 村長。

**○村長(田中正治君)** 貴重なお話だと思います。これらをどう取り組むのかということですけれども行政のみでなかなか進まないと考えておりまして、持続発展させていくには現状でいきますと、村観光協会あるいは様々な分野、教

育、環境、観光等の関係者等と連携するほか、 既存のネイチャーセンターなども参考にしなが ら進めていくことが必要ではないかと考えてお ります。議員ご指摘のような課題もあるかと思 いますので私としても研究課題ということで捉 えさせていただきたいと思いますのでよろしく お願いしたいと思います。

〇議長(児玉眞澄君) 4番、細谷誠君。

○3番(細谷 誠君) 続きまして3つ目、物産館の活用について。これも先ほどのアスペン環境センターに繋がることですけれど、物産館1階の活用がされないまま長い間、放置をされております。占冠村の玄関口として、自然環境や歴史、文化、地域の魅力発信をパネル展示や動画などで紹介するような施設として活用してはいかがでしょうか。先ほどもありましたけれども、エコツーリズム、サイクルツーリズム、アドベンチャーツーリズムの拠点としての機能も考えられます。名前は別として、イメージとしては占冠村環境センター、ビジターセンターのようなイメージです。今後の物産館の活用についてお伺いいたします。

〇議長(児玉眞澄君) 村長。

○村長(田中正治君) 物産館の活用について でありますけれども、物産館についてはより有 効活用が図れるよう検討を進めてきていますけ れども、未だ活用がされていないのが現状です。 議員の提案については、先ほどの質問とリンク しているものと理解しておりますので、占冠村 ACESの調査とあわせて検討をしてもいいの かなと考えております。以上です。

O議長(児玉眞澄君) 4番、細谷誠君。

**○4番(細谷 誠君)** 先ほども言いましたけれども、30年ほどかけて培ってきた様々な素晴らしい取り組みがあります。それを集約することで、本当にそんなにお金をかけなくても今現在でもすぐにでもできるようなことがたくさん

あると思います。村長が今、研究課題と先ほども言いましたけれども、ぜひ前向きに検討お願いいたします。以上で質問を終わらせていただきます。

○議長(児玉眞澄君) これで4番、細谷誠君 の一般質問を終わります。

ここで午後1時まで休憩いたします。

休憩 午前11時44分 再開 午後1時00分

〇議長(児玉眞澄君) 休憩前に引き続き会議 を開きます。議事進行の前に教育長より発言を 求められておりますのでその発言を許可します。 教育長。

○教育長(藤本武君) 先ほどの藤岡議員の答 弁に対する追加でございますけれども、各学校 における道徳の授業等なども活用しながら積極 的に障がい者を理解する教育を進めてまいりた いと思います。

**○議長(児玉眞澄君)** 一般質問を続けます。

 1番、大谷元江君。

○1番(大谷元江君) 議長の許可を得られましたので、一般質問させていただきます。

質問の1でございます。女性及び多様性を持った人材の活躍取り組みについて村長にお伺いいたします。3点ほど質問させていただきます。

男女共同参画基本計画、これは平成12年12月に閣議決定されました。それから20年、今年度から5年間の第五次計画が決定されましたけれども、占冠村役場庁舎内組織においてのジェンダー平等に向け、どのように取り組んでいくのかを伺います。

〇議長(児玉眞澄君) 村長。

**〇村長(田中正治君)** 大谷議員のご質問にお答えをいたします。

男女共同参画基本計画に基づく役場組織の取り組みということのご質問かと思います。従来から役場組織における昇格の判断は職員個人の

能力と適性をもとに行ってきており、女性であ ることを理由とする昇格の差異はないと考えて おります。また令和3年3月、村、議会、教育 委員会、農業委員会の連盟で占冠村特定事業主 行動計画を策定しまして、図書室及び村ホーム ページにて公表をしているところでございます。 本計画は、平成17年3月、次世代育成支援対策 推進法に基づき策定した占冠村特定事業主行動 計画と、平成28年3月、女性の職業生活におけ る活躍の推進に関する法律に基づき策定した、 占冠村における女性職員の活躍の推進に関する 特定事業主行動計画の両計画の趣旨を踏まえ一 体的な計画として策定したものでございます。 本計画の期間は、令和3年4月から令和8年3 月までの5年間で管理者や子育てをする職員及 びその周囲の職員等が一体となって職場の実情 に応じた取り組みを推進し、ライフステージに あった仕事と生活の調和、ライフワークバラン スの取れた職場環境を目指すことを主たる目的 としており、今後におきましても本計画に基づ いて取り組みを進めてまいります。以上です。

O議長(児玉眞澄君) 1番、大谷元江君。

○1番(大谷元江君) それぞれのライフバランスに応じた取り組みをするということのお答えでしたけれども、この中には男性の育児休暇、それなりのものも入ってくるかと思うんですね。女性だけではなく男性のことも入っているわけですけれども、そういうものも取り入れていくという内容でよろしいでしょうか。

〇議長(児玉眞澄君) 村長。

〇村長(田中正治君) 占冠村特定事業主行動計画の具体的内容になるかと思いますけれども、本計画における女性職員の活躍の推進に向けた取り組みといたしましては、女性の採用、女性の登用、時間外勤務の縮減・休暇の取得、育児休業の取得の4点を掲げておりまして、総務課において随時計画の推進状況を点検し、必要に

応じて計画の見直しをするものとしております。 具体的には、女性の採用については目標を30%、 今実質平均で25%になっています。女性の登用 ですけれども、管理職的立場の女性の割合目標 30%としておりまして、現在課長職が10名中女 性2名、それから主幹職が18名中女性9名、課 長職、主幹職の女性の占める割合は39.2%になっております。時間外につきましては、目標360 時間以内ということで実績として令和元年で112 時間、それから年次有給休暇、目標を10日としておりますけれども、実績で12.1日、それから 育児休業、それから出産補助休暇、目標100%取得で育児休業については実績100%、出産補助休 暇も対象者ほぼ全員が取得というような状況になっております。

O議長(児玉眞澄君) 1番、大谷元江君。

**○1番(大谷元江君)** 占冠村ではかなり進んだ計画が行われているということで、女性の登用、採用はちょっとまだ数字には満度までいっていないということですけれども、これからもっと五次計画に向けて努力していっていただきたいと思っております。

2番目になりますが、今お答えいただいたことに関して重複すると思いますけれども、女性の村職員の採用に関してはこれからもどんどん進んでいくんだろうなと認識いたしましたが、障がい者等の雇用は数字的にはクリアされていると担当の方からは伺っておりますけれども、今後女性の管理職、または障がい者雇用の拡大に向けてどのように考えているか伺いたいと思います。

〇議長(児玉眞澄君) 村長。

**〇村長(田中正治君)** 先ほども申し上げたと おりでございますけれども、役場組織における 昇格の判断は職員個人の能力と適性をもとに行 ってきており、女性であることを理由とする昇 格の差異はないとお答えをしました。本村の女 性管理職の割合は平成30年度以降、全管理職の20%となっております。第五次男女共同参画基本計画では新しい目標として2020年代の可能な限り早期に指導的地位に占める女性の割合が30%程度となるよう取り組みを進めることとされております。本村におきましても、先ほど申し上げたとおり特定事業主行動計画における女性職員の管理職割合の目標値を20%、主幹及び係長、主査職を含めた女性職員の目標値を30%としております。今後も女性職員の目標値を30%としております。今後も女性職員の人材育成、能力開発、それから意識向上に努め行政施策における女性参画の拡大をはかるため女性職員の管理職登用について積極的に推進してまいります。

それともう1点、障がい者の雇用につきまし ては、令和2年4月に占冠村障害者活躍推進計 画を策定し、村ホームページにて公表いたして おります。議会においても様々なご意見をいた だいて、取り組み不足だという点も否めません けれども、本計画は令和2年4月から令和4年 3月までの2年間を計画期間として障がい者の 採用、障がい者の活躍を推進する体制整備、職 務選出及び創出、職場環境の整備や人事管理な どについて目標、それから取り組み内容を掲げ ております。障がい者の雇用につきましては、 今後も現在の雇用数を下回らないよう職場内の 理解を求めるとともに、相談窓口の設置など必 要な配慮を行ってまいります。職員の募集、採 用の際におきましても特定の障がいを排除した り、障がい者が不利となるような条件を付すこ とのないよう公平かつ適切な募集採用を行って まいりたいと考えております。以上です。

〇議長(児玉眞澄君) 1番、大谷元江君。

○1番(大谷元江君) 障がい者雇用に関しては多様性ということを重視していただいて多くの方を採用して生活が向上されるような仕組みを作っていただきたいと思います。

続きまして、3番目になります。最近新聞紙上で賑わしております、LGBT法案、今国会ではいろんな意見が出されて見送られてしまいましたけれども、各県単位、区単位、市町村単位でパートナーシップ制度というのが導入されてきており、いろんな人に対応できるようにしなくちゃいけないということで、導入されてきておりますけれども、占冠でこういう方がいる、いないは別として村としてこのパートナーシップ制度を導入する考えがあるかどうか、村長に伺います。

〇議長(児玉眞澄君) 村長。

〇村長(田中正治君) 議員の質問にお答えを したいと思います。性的少数者に関する理解促 進活動を進めている一般社団法人マリッジフォ ーオールジャパンのホームページによりますと 2021年1月8日時点で全国74の自治体において パートナーシップ制度が導入されており、北海 道では札幌市が実施されています。同市のパー トナーシップの宣誓の取り扱いに関する要綱で は、互いの個性や多様性を認め合い、誰もが生 きがいと誇りを持つことができるまちの実現を 目指すことが制度趣旨とされており、本趣旨は 本村においても十分賛同し得るものであると感 じております。当該制度自体が比較的新しい取 り組みであり不透明な部分も多いこと、また新 しい制度の導入にあたっては新たな予算と人員 措置などの準備も必要であることから、今後の 全国的な動向をみながら導入につき検討してま いりたいと考えております。

O議長(児玉眞澄君) 1番、大谷元江君。

**○1番(大谷元江君)** 2021年までにいろんなところで整備されている制度でございますが、予算とその制度設定をするためには人員が必要ということで予算措置も必要だとは思いますけれども、導入する意思があるかないかということだけでもお伺いします。

# 〇議長(児玉眞澄君) 村長。

○村長(田中正治君) 担当の者に伺いますと、 現状で今、占冠村で「どうなんだ」と内容を聞いたところ現在、支障になるとすれば「公営住宅入居時の入居に関して同居は認められないだろうね」というようなことを言ってました。それら含めていろいろな支障はこれから出てくるのかなと感じていますので、村としてもこの取り組みについては進めたいと考えております。 以上です。

O議長(児玉眞澄君) 1番、大谷元江君。

**○1番(大谷元江君)** 前向きなお答えと受け 止めたいと思います。

続きまして、質問2に移ります。字占冠地区の活性化について、ということでお伺いいたします。字占冠地区に点在している村有地の活用ということに限定されるのですが、移住、定住に向けての村有地を宅地分譲化の促進をしていただきたい。まずは1点ですね。

2点目として、若い人が少なくなってきている占冠地区でありますので、できれば一般の人に来ていただきたいというのは、なかなか住宅等も建てられませんので進みがたいところですが、中央地区にある職員住宅も老朽化が進んで50年は経つような住宅だと思いますので、新しく建てる意思も必要ですが、もし建てるとしたら占冠地区に1棟なり、2棟なり建てていただいて若い人が入っていただくということで、字占冠が活性化するかなと思うんですね。65歳以上が概ね80%以上住んでいる地区ですので、若返りが必要だろうと思っておりますので、若返りが必要だろうと思っておりますので、このへんの検討をしていただけるかどうかお伺いいたします。

〇議長(児玉眞澄君) 村長。

**〇村長(田中正治君)** 字占冠地区の活性化ということでのご質問でございます。

占冠地区の活性化については、集落対策をは

じめ様々なところでこれまでも議論をしてきて いるところであり、大変大きな課題であるなと 捉えております。占冠地区は地域の行事や活動 への参加者も多く、住民同士の繋がりも強いな ど良好なコミュニティが存在していると思って おります。村としても、地域住民の主体的な活 動を支援することによって、住民活動の活性化 を図り地域力が高められることから住民活動支 援補助金の活用をいただいているところでござ います。ご質問の占冠地区への住宅分譲化や職 員住宅の建設計画におきましては、現在のとこ ろありませんけれども、この間取り組んできた 空き家バンクの活用により、占冠地区の物件の 売買実績も出てきており、移住の検討が進めら れていると聞いております。若者を取り込むま での整備はできていませんが、空き家バンクに 登録されている物件や村有地の把握をしっかり 行って移住希望者からの問い合わせやニーズに きめ細やかに対応してまいりたいと考えており ます。以上です。

〇議長(児玉眞澄君) 1番、大谷元江君。

○1番(大谷元江君) これまでも、この移住、 定住、宅地分譲は何度か質問させていただいて 今現在、村長から答えていただいたような答え は何度か聞いておりますけれども、なかなか進 まない計画ですので、今後高齢化は進んでまい りますので、1年、2年と言わず早めな対応で 検討していただきたいと思います。村有地とい うことですので、先ほど村長の行政報告にもあ りましたけれども、林業振興は植えて育てる循 環林業ということで報告がございました。前回、 3月の定例会でございましたでしょうか、先輩 である五十嵐議員からも占冠の村有地において 「苗畑の活用はどうだろうか」と質問もされて おりました。村有地を活用する、草ボウボウに している村有地もありますのでそういう村有地 をこの苗畑ということで活用していただければ、

占冠地区、少しは見える行政の活動かなと思いますけれども、そのへんのお答えいただきたいと思います。

〇議長(児玉眞澄君) 村長。

**○村長(田中正治君)** 占冠地区における村有地の状況でございますけれども、公営住宅等の空き家等の宅地についてはあるわけですけれども、あとは所々に点在している状況です。大きく持っているのが、企業誘致のための土地、■

今の鹿解体所のところとか、ああいっ たものが大きくあるわけです。そういった意味 では、林業振興とあわせて、そういった活用も どうだというお話も今いただいたところでござ いますが、現状において具体的な議論にはなっ ておりませんけれども、やはり占冠地区、私が 思い出としてあるのは木工場が2つあって、そ れに関わって住宅も沢山あったという風景。私 も中学校のときにそこ木工場にアルバイトに行 った経験があるものですから、そのころは人も 沢山いて、林業に関わった地域としては有効な 地域だったなという思いがあります。願わくば、 そういった林業振興とあわせて、そういった地 域振興が図られればと思いますが、今はこの場 でこれぞということをお答えできる状況にない ということでご理解をお願いしたいと思います。 以上です。

O議長(児玉眞澄君) 1番、大谷元江君。

○1番(大谷元江君) 村長の幼き頃のお話も聞き、私も生まれ育った地域でございます。このままでなくなるような状況にはしていきたくないなという思いがございますので、予算も人員もいろいろな面でお金、何においてもお金のかかることでございますので、今すぐ明日からやってくれという意味ではございませんけれども、報告にもありました林業振興、担い手不足の補充とか、いろいろやってこられると思いますのでそこに占冠地区を入れていただいて、い

くらかでも活性化されればなと思っております ので、もう一度お願いいたします。

〇議長(児玉眞澄君) 村長。

〇村長(田中正治君) 私も毎年、占冠地区の住民懇談会行きますと、すでに4年を経過しておりまして、毎年地域のみなさんから「また一つ年取ったよと」「年の若い人なんとかならないかい」という話を毎回聞かせていただいて心痛い思いをしているわけですけれども、願わくば、そういった林業に関わった人たちの居住地や、そういった誘致含めて、そういったものが進む可能性が出てくれば、有力な候補地だなと私も思っておりますので、村全体の状況をみながら占冠地域についてもどういったことが有効なのか含めて頭においてこれからも進めたいなと思います。

○議長(児玉眞澄君) 以上を持って一般質問 を終わります。

# ◎日程第5 承認第1号から日程第11 承認 第7号

〇議長(児玉眞澄君) 日程第5、承認第1号、 専決処分につき承認を求めることについての件 から、日程第11、承認第7号、専決処分につ き承認を求めることについてまでの件、7件を 一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。承認第1号及び 承認第2号について、総務課長、三浦康幸君。

○総務課長(三浦康幸君) それでは議案書の 1ページをお願いいたします。承認第1号、専 決処分につき承認を求めることについてご説明 申し上げます。

本件は緊急執行を要したので地方自治法第179 条第1項の規定により別紙専決処分書のとおり 処分したので、同条第3項の規定により報告し 議会の承認を求めるものでございます。 本件は地方税法等の一部改正に伴い占冠村税 条例等の一部を改正するものです。改正内容は 4点です。まず1点目は税務関係書類の電子化 推進の観点から電子提出の要件である税務署長 の承認を不要とするものでございます。

2点目は令和3年度の固定資産税の評価替え に伴い、土地に関わる令和3年度から令和5年 度までの各年度分の固定資産税の負担軽減措置 について現行の仕組みを3年延長するものでご ざいます。

3点目は自家用の3輪以上の軽自動車であって乗用のものを取得した場合の環境性能割の非課税措置及び税率の特例措置の適用期限を令和3年12月31日まで延長するものでございます。

4点目は新型コロナウイルス感染症等に係る 住宅借入金等特別税額控除について、一定の要 件を満たす場合に、その適用の期限を令和17年 度分の個人住民税まで延長するものでございま す。

施行期日につきましては、令和3年4月1日 から施行するものでございます。

続きまして議案書9ページをお願いいたします。承認第2号、専決処分につき承認を求めることについてご説明を申し上げます。本件は緊急執行を要したので、地方自治法第179条第1項の規定により別紙専決処分書のとおり処分したので、同条第3項の規定により報告し議会の承認を求めるものでございます。

本件は過疎地域自立促進特別措置法の規定に 基づく過疎地域自立促進のための固定資産税の 課税免除に関する条例が、旧過疎法と同じく令 和3年3月31日をもって失効することから、そ の延長について所要の措置を講ずるものでござ います。同日に公布された同年4月1日から施 行された過疎地域の持続的発展の支援に関する 特別措置法において、旧過疎法の失効の日まで に対象となる設備を新設し、又は増設した者に 係る固定資産税の課税免除等の減収補填について経過措置が設けられたことから、条例の施行後の固定資産税の課税免除に関する規定について、所要の措置を講じるものでございます。内容につきましては、条例の失効後におきましても固定資産税の課税免除を受けることができるよう、附則の規定を改正するものでございます。施行期日につきましては令和3年4月1日から施行するものでございます。以上ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長(児玉眞澄君) 承認第3号から承認第7号については、福祉子育て支援課長、木村恭美君。

〇福祉子育で支援課(木村恭美君) 議案書11 ページをお願いいたします。承認第3号、専決処分につき承認を求めることについて。緊急執行を要したので地方自治法第179条第1項の規定により、別紙専決処分書のとおり処分したので、同条第3項の規定により報告し議会の承認を求めるものでございます。

12ページをお願いいたします。専決処分書、 占冠村介護保険条例の一部を改正する条例につ いて内容の説明を申し上げます。介護保険法施 行規則の改正により、第8期事業計画年度分の 保険料標準9段階のうち市町村民税本人課税層 に当たる第7段階及び第8段階の境目となる基 準所得金額を改正するものでございます。内容 でございます。第8期介護保険料区分、第7段 階及び第8段階の境目となる基準所得金額を第 7段階が120万円以上210万円未満、第8段階が 210万円以上320万円未満として定めるものでご ざいます。施行期日は令和3年4月1日から施 行するものでございます。適用区分として、改 正後の占冠村介護保険条例第2条は、令和3年 度分の基準所得金額から適用し、令和2年度以 前の年度分の基準所得金額についてはなお従前 の例によるものでございます。以上で承認第3

号の説明を終わります。

続きまして、議案書13ページをお願いします。 承認第4号、専決処分につき承認を求めること について。緊急執行を要したので地方自治法第 179条第1項の規定により別紙専決処分書のとお り処分したので、同条第3項の規定により報告 し議会の承認を求めるものでございます。

14ページをお願いいたします。専決処分書、 占冠村介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に 関する条例の一部を改正する条例について内容 の説明を申し上げます。指定居宅サービス等の 事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一 部を改正する省令が公布されたため、条例の一 部を改正するものでございます。内容でござい ます、感染症対策、業務効率化及び虐待等に関 する文言を追加するものでございます。施行期 日については令和3年4月1日から施行するも のでございます。以上で承認第4号の説明を終 わります。

続きまして議案書35ページをお願いいたしま す。承認第5号、専決処分につき承認を求める ことについて。緊急執行を要したので地方自治 法第179条第1項の規定により別紙専決処分書の とおり処分したので、同条第3項の規定により 報告し議会の承認を求めるものでございます。 36ページをお願いいたします。専決処分書、占 冠村介護保険法に基づく指定地域密着型介護予 防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに 指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予 防のための効果的な支援の方法に係る基準に関 する条例の一部を改正する条例について内容の 説明を申し上げます。指定居宅サービス等の事 業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部 を改正する省令が公布されたため、条例の一部 を改正するものでございます。内容でございま す。感染症対策、業務効率化及び虐待等に関す る文言を追加するものでございます。施行期日 については令和3年4月1日から施行するもの でございます。

続きまして議案書の49ページをお願いいたし ます。承認第6号、専決処分につき承認を求め ることについて。緊急執行を要したので地方自 治法第179条第1項の規定により別紙専決処分書 のとおり処分したので、同条第3項の規定によ り報告し議会の承認を求めるものでございます。 50ページをお願いいたします。専決処分書、占 冠村介護保険法に基づく指定介護予防支援等の 事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等 に係る介護予防のための効果的な支援の方法に 係る基準に関する条例の一部を改正する条例に ついて内容の説明を申し上げます。指定居宅サ ービス等の事業、人員、設備及び運営に関する 基準等の一部を改正する省令が公布されたため、 条例の一部を改正するものでございます。内容 でございます。感染症対策、業務効率化及び虐 待等に関する文言を追加するものでございます。 施行期日は令和3年4月1日から施行するもの でございます。以上で承認第6号の説明を終わ ります。

続きまして、議案書57ページをお願いいたします。承認第7号、専決処分につき承認を求めることについて。緊急執行を要したので地方自治法第179条第1項の規定により別紙専決処分書のとおり処分したので、同条第3項の規定により報告し議会の承認を求めるものでございます。58ページをお願いいたします。専決処分書、占冠村指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について内容の説明を申し上げます。指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が公布されたため条例の一部を改正するものでございます。内容でございます。感染症対策、業務効率化及

び虐待等に関する文言を追加するものでございます。施行期日は令和3年4月1日から施行するものでございます。以上で承認第7号の説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いします。

○議長(児玉眞澄君) これで提案理由の説明 を終わります。

○議長(児玉眞澄君) これから質疑を行います。質問者は、ページ数を明らかにし、質疑、答弁は要点を明確に簡潔に発言してください。 質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(児玉眞澄君) 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。

討論を省略します。

これから、承認第1号、専決処分につき承認を求めることについての件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり承認することにご意義ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

O議長(児玉眞澄君) 異議なしと認めます。

したがって、承認第1号は原案のとおり承認 することに決定しました。

これから承認第2号、専決処分につき承認を 求めることについての件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり承認することにご意義ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

O議長(児玉眞澄君) 異議なしと認めます。

したがって、承認第2号は原案のとおり承認 することに決定しました。

これから、承認第3号、専決処分につき承認を求めることについての件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり承認することにご意義あ

りませんか。

(「異議なし」の声あり)

O議長(児玉眞澄君) 異議なしと認めます。

したがって、承認第3号は原案のとおり承認 することに決定しました。

これから、承認第4号、専決処分につき承認を求めることについての件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり承認することにご意義ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

O議長(児玉眞澄君) 異議なしと認めます。

したがって、承認第4号は原案のとおり承認 することに決定しました。

これから、承認第5号、専決処分につき承認を求めることについての件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり承認することにご意義ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

〇議長(児玉眞澄君) 異議なしと認めます。

したがって、承認第5号は原案のとおり承認 することに決定しました。

これから、承認第6号、専決処分につき承認を求めることについての件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり承認することにご意義ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

〇議長(児玉眞澄君) 異議なしと認めます。

したがって、承認第6号は原案のとおり承認 することに決定しました。

これから、承認第7号、専決処分につき承認を求めることについての件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり承認することにご意義ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

〇議長(児玉眞澄君) 異議なしと認めます。

したがって、承認第7号は原案のとおり承認 することに決定しました。

# ◎日程第12 承認第8号から日程21 承認第17号

〇議長(児玉眞澄君) 日程第12、承認第8号、 専決処分につき承認を求めることについての件 から日程第21、承認第17号、専決処分につき承 認を求めることについての件までの10件を一括 議題とします。

提案理由の説明を求めます。承認第8号から 承認第10号について、総務課長 三浦康幸君。

〇総務課長(三浦康幸君) 議案書の65ページ をお願いいたします。承認第8号、専決処分に つき承認を求めることについてご説明申し上げ ます。本件は緊急執行を要したので地方自治法 第179条第1項の規定により別紙専決処分書のと おり処分したので、同条第3項の規定により報告し議会の承認を求めるものでございます。

66ページをお願いいたします。内容は、令和 2年度占冠村一般会計補正予算第11号で歳入歳 出それぞれ4040万円を追加し、歳入歳出予算の 総額をそれぞれ28億2470万円とするもので、主 に新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時 交付金の第三次の交付金について予算措置する ものでございます。歳入からご説明申し上げま す

議案書71ページからでございます。14款、2項、国庫補助金において、1目、総務費国庫補助金は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金3280万2千円の増額でございます。

15款、2項、道補助金において、6目、教育 費道補助金は学校保健特別対策事業費補助金160 万円の増額。公立学校情報機器整備費道補助金 168万2千円の増額でございます。

18款、1項、繰入金において、1目、財政調 整基金繰入金は431万6千円の増額でございます。 74ページをお願いします。次に歳出について ご説明申し上げます。2款、1項、総務管理費 において、1目、一般管理費は、富良野広域連 合負担金965万円の増額。4目、財産管理費は、 消耗品費で130万円。公共的空間安全・安心確保 事業備品購入費80万円で、計210万円の増額でご ざいます。5目、総合センター管理費は、修繕 料160万円の増額でございます。7目、企画費は、 消耗品費10万円、修繕費10万円。GIGAスク ール構想推進事業900万円。家庭学習等のための 通信機器整備事業13万6千円、学校からの遠隔 学習機能の強化事業61万2千円、業務継続・働 き方改革推進事業260万8千円で、計1255万6千 円の増額でございます。11目、諸費は、村営バ ス衛生確保事業86万4千円。防災活動支援事業 備品購入費250万円で、計336万4千円の増額で ございます。

75ページでございます。3款、1項、社会福祉費において、1目、社会福祉総務費は財源振替でございます。

76ページにまいります。 6 款、1項、農業費における、2目、農業振興費も財源振替でございます。

77ページ、7款、1項、商工費におきまして、 1目、商工振興費は、社会システム維持のため の衛生確保事業150万円の増額。金利、保証料な どの金融面での支援事業補助金70万円の増額、 占冠村事業継続支援金400万円の減額、占冠村事 業者感染防止対策支援金170万円の増額、地元消 費地域活性化推進事業補助金200万円の減額、占 冠村新型コロナウイルス感染拡大防止協力金30 万円の減額で、合計240万円の減額でございます。 2目、観光費は、社会システム維持のための衛 生確保事業380万円の増額でございます。

78ページにまいります。10款、1項、教育総

務費において、2目、事務局費は、スクールバス等衛生確保事業74万円の増額。3目、義務教育振興費は、公立学校情報機器整備事業289万円の増額でございます。

10款、2項、小学校費において、1目、学校管理費は、消耗品費180万円の増額。

10款、3項、中学校費において、1目、学校管理費も、消耗品費180万円の増額でございます。79ページにまいります。10款、4項、社会教育費において、3目、コミュニティプラザ管理費は、公共施設等感染防止対策事業50万円、社会システム維持のための衛生確保事業200万円で、計250万円の増額でございます。

戻りまして、議案書の67ページから68ページをお願いいたします。補正後の歳入歳出予算は、第1表歳入歳出予算補正のとおりでございます。以上ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。続きまして議案書の81ページをお願いいたし

続きまして議案書の81ページをお願いいたします。承認第9号、専決処分につき承認を求めることにつきまして申し上げます。本件は緊急執行を要したので地方自治法第179条第1項の規定により別紙専決処分書のとおり処分したので、同条第3項の規定により報告し議会の承認を求めるものでございます。

82ページをお願いします。内容は、令和2年度の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業等の一部を令和3年度に繰り越すことにつきまして、議会の承認を求めるものでございます。繰越事業に関するそれぞれの款、項、事業名及び金額は議案書83ページの第1表繰越明許費に記載のとおりでございます。以上ご説明申し上げます。

続きまして議案書の85ページをお願いいたします。承認第10号、専決処分につき承認を求めることについてご説明申し上げます。本件は緊急執行を要したので地方自治法第179条第1項の規定により、別紙専決処分書のとおり処分した

ので、同条第3項の規定により報告し議会の承認を求めるものでございます。

86ページをお願いいたします。内容は令和2年度占冠村一般会計補正予算第13号で歳入歳出それぞれ8620万円を減額し、歳入歳出の予算の総額をそれぞれ27億3850万円とするもの及び地方債の変更3件でございます。それでは歳入からご説明申し上げます。

議案書の95ページをお願いいたします。議案書95ページ、1款、1項、村民税において、1目、個人、現年課税分32万8千円の減額。滞納繰越分26万7千円の増額で、計6万1千円の減額でございます。2目、法人は、現年課税分125万6千円の減額。滞納繰越分で25万9千円の増額で、計99万7千円の減額でございます。

1款、2項、固定資産税において、1目、固定資産税、現年課税分175万7千円の増額。滞納繰越分で67万6千円の増額で、計243万3千円の増額でございます。

1款、3項、軽自動車税において、1目、環境性能割5万1千円の減額。2目、種別割、現年課税分4万1千円の減額。滞納繰越分1千円の減額で、計4万2千円の減額でございます。

96ページをお願いいたします。1款、4項、 村たばこ税において、1目、村たばこ税は現年 課税分166万2千円の減額でございます。

97ページにまいります。 2 款、1項、1目、 地方揮発油譲与税は66万3千円の減額でござい ます。

2款、2項、1目、自動車重量譲与税は116万円の増額でございます。

2款、3項、1目、森林環境譲与税は1千円 の増額でございます。

98ページでございます。3款、1項、1目、 利子割交付金は1万8千円の増額でございます。 99ページ、4款、1項、1目、配当割交付金 は3千円の減額でございます。 100ページ。5款、1項、1目、株式等譲渡所得割交付金は16万6千円の増額でございます。

6款、1項、1目、地方消費税交付金は466万 8千円の増額でございます。

102ページでございます。7款、1項、1目、 環境性能割交付金は275万円の減額でございます。 10款、1項、1目、地方交付税は、特別交付 税1119万2千円の増額でございます。

104ページでございます。11款、1項、1目、 交通安全対策特別交付金は1千円の減額でございます。

12款、1項、負担金において、1目、教育費 負担金は、小学校費負担金、中学校費負担金、 あわせて4千円の減額でございます。

106ページでございます。13款、1項、使用料において、1目、総務使用料は、総合センター使用料2万9千円の減額。住民センター使用料1千円の減額。占冠地域交流館使用料1千円の減額。地域情報通信基盤施設使用料80万円の増額で、計76万9千円の増額でございます。2目、民生使用料が、保育料5万5千円。子育て応援事業利用料26万1千円で、計31万6千円の増額でございます。3目、衛生使用料は、汚泥再生処理センター残さ受入使用料13万1千円の減額でございます。5目、農林業使用料、有害獣処理加工施設使用料15万3千円の増額でございます。7目、土木使用料は、村営住宅使用料25万3千円の増額。滞納繰越分1千円の減額で、計25万2千円の増額でございます。

13款、2項、手数料において、総務手数料は、 臨時運行許可申請手数料3千円の増額、諸証明 手数料18万3千円の増額、情報公開手数料1千円 の減額で、計18万5千円の増額でございます。

107ページにまいります。14款、1項、国庫負担金において、1目、民生費国庫負担金は、未熟児養育医療費国庫負担金27万4千円の減額、障害者自立支援給付費国庫負担金88万3千円の

増額、障害者医療費国庫負担金67万円の増額。 障害児入所給付費等国庫負担金1万6千円の減額、子どものための教育・保育給付費国庫負担 金113万5千円の減額、子ども・子育て支援交付 金38万5千円の増額、子育て世帯臨時特別給付 委金国庫負担金3万円の減額で、計48万3千円 の増額でございます。

14款、2項、国庫補助金において、1目、総 務費国庫補助金は社会保障・税番号制度システ ム整備費補助金21万4千円の減額でございます。 2目、民生費国庫補助金は、高齢者医療制度円 滑運営事業費国庫補助金44万9千円の減額、市 町村地域生活支援事業国庫補助金2千円の減額。 子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費国 庫補助金4万7千円の増額、子育てのための施 設等利用給付交付金6千円の増額、子ども・子 育て支援事業費補助金1千円の減額で、計39万 9千円の減額でございます。4目、土木費国庫 補助金は、社会資本整備総合交付金8万9千円 の増額でございます。6目、教育費国庫補助金 は、小学校のへき地児童生徒援助費国庫補助金、 中学校のへき地児童生徒援助費国庫補助金あわ せて4万円の増額でございます。

108ページをお願いいたします。14款、3項、 委託金において、1目、総務費委託金は、外国 人登録事務委託金50万9千円の増額。2目、国 民年金事務委託金9万7千円の増額でございま す。

109ページにまいります。15款、1項、道負担 金において、1目、民生費道負担金は民生委員 活動費道負担金3万7千円の増額、未熟児養育 医療費道負担金17万4千円の減額、障害者自立 支援給付費道負担金35万2千円の増額、障害者 医療費道負担金40万円の減額。障害児入所給付 費等道費負担金17万2千円の増額、子どものた めの教育・保育給付費道費負担金75万1千円の 減額、子ども・子育て支援道費交付金2万7千 円の減額で、計79万1千円の減額でございます。 15款、2項、道補助金において、1目、総務 費道補助金は、地域づくり総合交付金4万円の 増額。2目、民生費道補助金は、介護サービス 利用者負担軽減事業道補助金1万4千円の減額、 市町村地域生活支援事業費道補助金2千円の減 額。子育てのための施設等利用給付費道補助金 1千円の減額で、計1万7千円の減額でござい ます。3目、衛生費道補助金は、重度心身障害 者医療給付事業費道補助金31万5千円の減額、 ひとり親家庭等医療給付事業費道補助金5千円 の減額、子育て支援医療助成事業費道補助金45 万6千円の減額で、計77万6千円の減額でござ います。4目、農林業費道補助金は、小規模治 山事業道補助金5万7千円の減額、村有林保育 事業道補助金356万9千円の減額で、計362万6 千円の減額でございます。5目、商工費道補助 金は、プレミアム付商品券発行支援事業道補助 金114万7千円の減額でございます。6目、教育 費道補助金は、地域ぐるみの学校安全体制整備 推進事業道補助金1万9千円の減額でございま す。110ページにまいりまして、学校・家庭・地 域の連携協力推進事業費補助金3万2千円の減 額。学校保健特別対策事業費補助金8千円の増 額であわせて4万3千円の減額となっておりま す。

15款、3項、委託金において、総務費委託金、 道民税徴収取扱費交付金26万5千円の増額。工 業統計調査委託金1万1千円の減額、令和2年 国勢調査委託金25万8千円の減額、2020年農林 業センサス委託金1千円の減額、令和2年経済 センサス活動調査2万円の減額、計2万5千円 の減額でございます。

111ページにまいります。16款、1項、財産運用収入において、1目、財産貸付収入は、村有地等貸付料114万6千円の増額、職員住宅貸付料12万1千円の増額、教員住宅貸付料34万円の増

額、村有住宅貸付料34万2千円の増額、浄化槽貸付料6万6千円の減額、地域振興住宅貸付料200万1千円の減額、地域振興住宅楓A共益費28万8千円の減額、村営住宅等給湯器貸付料4万8千円の増額で、計35万8千円の減額でございます。2目、利子および配当金でございます。財政調整基金利子9万1千円の減額、福祉基金利子5千円の増額で、合計8万6千円の減額でございます。

16款、2項、財産売払収入において、1目、不動産売払収入は、土地建物売払収入1千円の増額。間伐材売払収入43万円の減額で、計42万9千円の減額でございます。3目、生産物売払収入は、木炭売払収入15万7千円の減額でございます。

112ページでございます。17款、1項、寄附金において、1目、一般寄附金52万9千円の増額。 ふるさと寄附金80万円の増額でございます。

113ページをお願いいたします。18款、1項、 繰入金において、財政調整基金繰入金5822万円 の減額。畜産振興基金繰入金243万1千円の減額。 3目、奨学資金繰入金5万円の減額。6目、環境保全と観光振興基金繰入金1000万円の減額で ございます。7目、林業振興基金繰入金500万円の減額。9目、占冠村公共施設等維持管理基金 繰入金1000万円の減額でございます。15目、森 林環境譲与税基金繰入金32万1千円の減額でございます。

114ページをお願いいたします。20款、1項、 1目、延滞金は3千円の減額でございます。

20款、3項、貸付金元利収入において、7目、 奨学資金貸付金収入は、奨学金貸付金収入84万 6千円の増額。奨学資金貸付金収入滞納繰越分 41万2千円で、計125万8千円の増額でございま す。

20款、4項、受託事業収入において、1目、後期高齢者医療広域連合受託事業収入406万円の

減額でございます。

20款、5項、雑入、1目、雑入は、養護老人ホーム被措置者徴収金6万8千円の増額、老人クラブ連合会等運転業務負担金7万8千円の減額、研修経費自己負担金8千円の増額でございます。115ページにまいります。人材育成等事業費助成金20万円の増額、地域交流館電気料7千円の増額、JR占冠駅乗車券類発売手数料7万2千円の減額、重度心身障害者等医療給付費戻入8万2千円の減額、生命共済保険推進交付金5万3千円の減額、保険料手数料8万4千円の増額、旭川信用金庫占冠出張所電気料4万3千円の減額、総合センター自動販売機設置電気料1千円の減額で、計14万4千円の増額でございます。過年度収入は5万6千円の増額でございます。過年度収入は5万6千円の増額でございます。

116ページをお願いいたします。21款、1項、 村債において、1目、総務債、過疎対策事業債 720万円の減額でございます。3目、衛生債、村 立診療所医療機器購入事業50万円の減額、一般 廃棄物最終処分場延命化事業債50万円の減額で、 合計100万円の減額でございます。

117ページでございます。22款、1項、法人事業税交付金につきましては、116万円の増額となっております。

次に歳出についてご説明を申し上げます。118 ページをお願いいたします。歳出につきましては主に、執行残の減額と歳入の確定による財源振り替えなどを行っております。それでは2款、1項、総務管理費において、1目、一般管理費、社会保険料等303万8千円の減額。村長交際費50万8千円の減額。手数料21万7千円の減額。公会計システム保守委託料20万6千円の減額。研修参加負担金2万円の減額、総合健診受診料負担金43万円の減額、団体生命共済負担金1万4千円の減額、町村会総合賠償補償保険3万5千円の減額、町村会総合賠償補償保険3万5千円の減額、

町村等職員採用資格試験経費負担金1万2千円 の減額、職員住宅等補助金48万5千円の減額、 計503万2千円の減額となっております。4目、 財産管理費及び、5目、総合センター管理費に つきましては、財源振替でございます。6目、 コミュニティセンター管理費、燃料費14万7千 円の減額でございます。企画費は、会計年度任 用職員応援大使対応は21万8千円の減額、同じ く会計年度任用職員一般事務分が34万5千円の 減額でございます。業務継続・働き方改革推進 事業80万円の減額。住民活動推進事業33万円の 減額、廃屋除去事業補助金18万円の減額で、計 187万3千円の減額となっております。10目、旅 客自動車運送事業費、消耗品費36万円の減額、 燃料費76万円の減額、修繕料10万円の減額で、 計122万円の減額となっております。

119ページをお願いいたします。2款、1項、 総務管理費において、11目、諸費は、簡易局の 会計年度任用職員報酬が24万1千円の減額、事 務補助分が7万5千円の減額で、計31万6千円 の減額となっております。12目、地域交通運送 費につきましては、巡回バス運行業務11万3千 円の減額、予約型乗合交通委託料95万7千円の 減額で、計107万円の減額となっております。

2款、2項、徴税費、2目、賦課徴収費は財 源振替でございます。

2款、3項、戸籍住民基本台帳費における、 1目、戸籍住民基本台帳費も財源振替でござい ます。

120ページでございます。 2 款、5 項、統計調査費において、1 目、統計調査総務費は財源振替でございます。

121ページでございます。 3 款、1 項、社会福祉費において、1 目、社会福祉総務費は、重度身体障害者タクシー利用助成5万7千円の減額、障害者医療費115万4千円の減額、障害者自立支援給付費31万1千円の減額、地域生活支援事業

日常生活用具が14万7千円の増額、福祉灯油が34万5千円の減額、、補装具が14万円の減額。国保会計繰出金が270万円の減額で、計456万円の減額となっております。2目、老人福祉費は、介護保険会計繰出金590万円の減額となっております。3目、国民年金費につきましては財源振替となっております。

3款、2項、児童福祉費において、1目、児童福祉総務費は財源振替でございます。2目、保育所費は、会計年度任用職員保育士、保育士補助、それぞれ11万円の減額、54万6千円の減額。職員手当等につきまして、会計年度任用職員24万9千円の減額。需用費、燃料費で37万6千円の減額で、計128万1千円の減額となっております。

122ページをお願いいたします。4款、1項、 保健衛生費において、1目、保健衛生総務費、 診療所会計繰出金600万円の減額、水道会計繰出 金40万円の減額で、計640万円の減額となってお ります。2目、予防費、会計年度任用職員報酬 17万9千円の減額。消耗品費29万4千円の減額。 風しん抗体検査委託料14万4千円の減額、予防 接種委託料7万2千円の減額、予防接種費用助 成17万1千円の減額で、計86万円の減額となっ ております。4目、医療費でございます。子育 て支援医療費45万円の減額、重度心身障害者医 療費30万円の減額、未熟児養育医療費55万円の 減額で、計130万円の減額となっております。5 目、後期高齢者医療費、北海道後期高齢者医療 広域連合市町村負担金177万7千円の減額となっ ております。6目、診療所費は財源振替でござ います。

4款、2項、清掃費において、2目、じん芥 処理費は、消耗品費47万円の減額。最終処分場 管理業務委託料26万円の減額、最終処分場配管 清掃委託業務22万円の減額。123ページにまいり ます。資源回収センター共同処理管理運営費負 担金50万6千円の減額で、計145万6千円の減額でございます。

124ページをお願いいたします。5款、1項、 労働諸費において、1目、労働諸費は光熱水費 15万1千円の減額。勤労者生活資金貸付利子補 給19万円の減額で、合計34万1千円の減額でご ざいます。

125ページでございます。6款、1項、農業費において、2目、農業振興費は農業振興基金積立金が80万円の増額。3目、畜産業費が、農業振興資金貸付金が153万1千円の減額でございます。

6款、2項、林業費において、1目、林業振 興費は、会計年度任用職員事業費分10万1千円 の減額、同じく会計年度任用職員地域おこし分 が11万1千円の減額、同じく会計年度任用職員 林業指導員が20万3千円の減額でございます。 熊・鹿駆除捕獲奨励金が47万8千円の減額。費 用弁償11万1千円の減額、普通旅費16万3千円 の減額。消耗品費8万6千円の減額、燃料費35 万3千円の減額、光熱水費16万9千円の減額、 修繕料51万5千円の減額。河川公園管理委託業 務14万2千円の減額、林道橋点検委託業務13万 円の減額。村有林整備重機賃借料34万1千円の 減額。小規模治山事業47万2千円の減額。砂利 等27万円の減額。木質バイオマスエネルギー導 入促進事業補助金25万3千円の減額でございま す。有害獣残滓処理補助金45万円の減額、林業 労働者退職金共済制度補助金6万5千円の減額。 森林環境譲与税基金積立金1千円の増額で、計 441万2千円の減額となっております。

127ページをお願いいたします。7款、1項、 商工費において、1目、商工振興費、光熱水費 62万5千円の減額、修繕料52万6千円の減額。 通信運搬費18万6千円の減額。トマム給油所指 定管理料479万6千円の減額、トマム買物車両12 万4千円の減額。除雪用重機借上料10万円の減 額。商工業活性化支援事業利子補給90万円の減額、商工業等消費振興活性化事業補助金110万円の減額、商工振興事業補助金36万4千円の減額、地域企業振興事業補助金159万3千円の減額で、計1031万4千円の減額でございます。2目、観光費は、普通旅費10万1千円の減額。燃料費42万2千円の減額。観光推進事業補助金26万6千円の減額で、計78万9千円の減額でございます。

128ページをお願いいたします。8款、1項、 道路橋梁費において、1目、道路維持費、消耗 品費22万2千円の減額、燃料費145万7千円の減 額、修繕料11万9千円の減額。村道除排雪機械 等借上料87万8千円の減額、駐車料金等2万8 千円の減額。原材料費84万8千円の減額で、計 355万2千円の減額でございます。

8款、3項、住宅費、1目、住宅管理費、燃料費84万2千円の減額、光熱水費39万円の減額、修繕料231万円の減額。手数料63万1千円の減額で、計417万3千円の減額となっております。

8款、4項、都市計画費において、2目、生活排水処理費、下水道会計繰出金が50万円の減額でございます。

129ページをお願いいたします。3目、公園費は、消耗品費10万9千円の減額、光熱水費13万5千円の減額、修繕料37万3千円の減額で、計61万7千円の減額でございます。

130ページでございます。10款、1項、教育総務費において、2目、事務局費、占冠・アスペン中学生短期交換留学事業補助金529万9千円の減額でございます。3目、義務教育振興費は、学校運営協議会委員報酬6万円の減額、会計年度任用職員運転業務分5万1千円の減額、会計年度任用職員特別・教育支援員用が88万9千円の減額でございます。教育支援委員会委員謝礼9万円の減額、講師謝礼小規模校支援につきまして16万円の減額、総合学習・その他の講師謝礼につきまして41万円の減額、占冠村いじめ問

題審議会委員謝礼が4万円の減額で、計170万円の減額となっております。4目、育英事業費は、燃料費60万円の減額。高校生通学バス運転業務委託料59万3千円の減額、高校生クラブ活動下校バス運転委託料33万6千円の減額、奨学金に関する弁護士委託料3万1千円の減額。奨学資金貸付金5万円の減額。奨学資金貸付金5万円の減額。奨学資金貸団金積立金が125万8千円の増額で、計35万2千円の減額となっております。

10款、2項、小学校費において、1目、学校 管理費、2目、教育振興費ともに財源振替でご ざいます。

131ページにまいります。10款、3項、中学校 費において、1目、学校管理費は財源振替でご ざいます。2目、教育振興費は、教育振興備品 53万円の減額でございます。

10款、4項、社会教育費において、1目、社会教育総務費、食糧費3万5千円の減額。社会教育地域活動輸送業務委託料11万7千円の減額。富良野地区広域教育圏振興協議会負担金5万8千円の減額、青少年の体験活動推進事業補助金2万円の減額、占冠村文化活動派遣事業補助金が10万円の減額で、計33万円の減額でございます。2目、公民館費、修繕料5万円の減額。トマム図書室業務委託料10万円の減額、公設学習塾占冠村ステップアップサポートゼミ委託料4万円の減額、公民館地域活動輸送業務委託料18万円の減額で、計37万円の減額でございます。

132ページ。3目、コミュニティプラザ管理費でございます。燃料費40万円の減額、光熱水費30万円の減額。施設管理委託料50万円の減額で、計120万円の減額となっております。

10款、5項、保健体育費において、1目、保健体育総務費、費用弁償2万円の減額、普通旅費1万円の減額。消耗品費24万円の減額、光熱水費22万円の減額。スキー場管理業務66万円の減額。砂利等5万円の減額で、計120万円の減額

でございます。

12款、1項、公債費において、1目、元金、長期債年賦元金が22万円の減額。2目、利子、一時借入金利子92万6千円の減額でございます。134ページをお願いいたします。14款、1項、職員費、1目、職員費、一般職給料263万7千円の減額。職員手当等におきまして特別職10万円の減額、一般職426万3千円の減額。共済費におきまして、一般職共済組合分が576万5千円の減額、同じく退職手当組合分268万7千円の減額となっております。

戻りまして、87ページから91ページになります。87ページでございます。補正後の歳入歳出予算は第1表歳入歳出予算補正のとおりでございます。続きまして92ページをお願いいたします。92ページでございます。地方債の補正につきましては第2表のとおり過疎対策事業債で過疎地域自立促進特別事業分ほか2件の計3件を変更しようとするものでございます。以上ご審議のほどよろしくお願いいたします。

 O議長(児玉眞澄君)
 ここで2時35分まで休憩いたします。

休憩 午後2時22分 再開 午後2時35分

〇議長(児玉眞澄君) 休憩前に引き続き会議 を開きます。議事進行を続けます。承認第11号、 承認第12号、承認第16号及び承認第17号につい て提案理由の説明を求めます。住民課長、伊藤 俊幸君。

〇住民課長(伊藤俊幸君) 議案書の135ページ をお願いいたします。承認第11号専決処分につき承認を求めることについて。緊急執行を要したので地方自治法第179条第1項の規定により別 紙専決処分書のとおり処分したので、同条第3項の規定により報告し議会の承認を求める。

136ページをお願いいたします。内容は令和2年度占冠村国民健康保険事業特別会計補正予算

第5号です。令和2年度占冠村国民健康保険事業特別会計補正予算第5号は歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2940万円を減額し歳入歳出予算の総額を1億2430万円とするものであります。歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は第1表歳入歳出予算補正によります。

事項別明細書によりご説明いたします。議案書140ページをお願いいたします。歳入です。1款、1項、国民健康保険税において、医療給付費分現年課税分37万9千円の増額。後期高齢者支援金分現年課税分28万1千円の増額。介護納付金分現年課税分4万2千円の減額。医療給付費分滞納繰越分23万6千円の増額。後期高齢者支援金分滞納繰越分14万2千円の減額。介護納付金分滞納繰越分2万8千円の増額で、計74万円の増額です。

141ページ。 2 款、 1 項、手数料は、督促手数料で8 千円の減額です。

142ページ。3款、1項、国庫補助金において、 災害等臨時特例補助金2万円の減額。社会保 障・税番号制度システム整備費補助金30万8千 円の増額、計28万8千円の増額です。

143ページ。4款、1項、道補助金において、 1目、保険給付費等交付金は普通交付金2863万 円の減額。特別交付金161万1千円の増額、計 2701万9千円の減額です。

続きまして144ページ。5款、1項、繰入金において、1目、一般会計繰入金は、職員給与費等繰入金53万9千円の減額。出産育児一時金繰入金28万円の減額。その他一般会計繰入金188万1千円の減額です。2目、国保財政調整基金繰入金において62万6千円の減額です。計332万6千円の減額となります。

145ページ。7款、1項、延滞金、加算金及び 過料は、一般被保険者延滞金1千円の増額です。 7款、2項、受託事業収入、1目、特定健康 診査等受託料7万6千円の減額です。

146ページをお願いいたします。歳出です。1 款、1項、総務管理費は、1目、一般管理費に おいて、給料2万8千円の減額。職員手当等29 万7千円の減額。共済費21万4千円の減額で、 計53万9千円の減額です。

1款、2項、徴税費は財源振替です。

1款、3項、1目、運営協議会費も財源振替です。

147ページ。2款、1項、療養諸費において、 1目、一般被保険者療養給付費は2297万1千円 の減額。2目、一般被保険者療養費は11万6千 円の減額。3目、審査支払手数料は7万7千円 の減額で、計2316万4千円の減額です。

2款、2項、高額療養費は、1目、一般被保 険者高額療養費497万円の減額。2目、一般被保 険者高額介護合算療養費7万5千円の減額で、 計504万5千円の減額です。

続きまして148ページ。2款、3項、移送費、 1目、一般被保険者移送費は1千円の減額です。 2款、4項、出産育児諸費は、出産育児一時 金42万円の減額です。

2款、6項、傷病手当金は、新型コロナウイルス感染症傷病手当金20万円の減額です。

149ページ。3款、1項、国民健康保険事業費納付金は、1目、一般被保険者医療給付費分から、3目、介護納付金分で財源振替です。

150ページ。5款、1項、特定健康診査等事業費は財源振替です。

5款、2項、保健事業費は、がん検診等委託 料で3万1千円の減額です。

続きまして151ページをお願いいたします。承認第12号専決処分につき承認を求めることについて。緊急執行を要したので地方自治法第179条第1項の規定により別紙専決処分書のとおり処分したので、同条第3項の規定により報告し議会の承認を求める。

152ページをお願いいたします。内容につきましては令和2年度村立診療所特別会計補正予算第3号であります。令和2年度村立診療所特別会計補正予算第3号は、歳入歳出予算の総額からそれぞれ530万円を減額し、歳入歳出予算の総額を7920万円とするものであります。歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は第1表歳入歳出予算補正によります。

事項別明細書によりご説明いたします。156ページをお願いいたします。歳入です。1款、1項、外来収入は、一部負担金収入現年度分で12万4千円の増額です。

1款、2項、その他の診療収入は、1目、占 冠診療所諸検査収入20万円の増額。2目、トマ ム診療所諸検査収入31万6千円の増額です。

157ページ。3款、1項、道補助金は、へき地診療所運営費道補助金19万6千円の減額です。

続きまして158ページ。4款、1項、繰入金は、 一般会計繰入金で600万円の減額。

159ページ。7款、1項、国庫補助金は、発熱外来診療体制確保支援補助金25万6千円の増額です。

160ページは歳出です。1款、1項、施設管理費は、1目、一般管理費において、会計年度任用職員8万4千円の減額。医師派遣謝礼80万円の減額。2目、占冠診療所管理費及び、3目、トマム診療所管理費は財源振替で、計88万4千円の減額です。

2款、1項、医業費は、2目、トマム診療所 医療用機械器具費41万6千円の減額。5目、占 冠診療所医療品衛生材料費200万円の減額。6目、 トマム診療所医療品衛生材料費200万円の減額で、 計441万6千円の減額です。以上で説明を終わり ます。

続きまして、191ページをお願いいたします。 承認第16号、専決処分につき承認を求めること について。緊急執行を要したので地方自治法第 179条第1項の規定により別紙専決処分書のとお り処分したので、同条第3項の規定により報告 し議会の承認を求めます。

192ページをお願いします。内容につきましては、令和2年度占冠村後期高齢者医療特別会計補正予算第3号であります。令和2年度占冠村後期高齢者医療特別会計補正予算第3号は歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ30万円を減額し、歳入歳出予算の総額を1840万円とするものであります。歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は第1表歳入歳出補正予算によります。

事項別明細書により説明いたします。196ページをお願いいたします。歳入です。1款、1項、後期高齢者医療保険料は、1目、特別徴収保険料、現年度分3千円の減額。2目、普通徴収保険料、現年度分7万6千円の増額です。

197ページ。3款、1項、一般会計繰入金は、 2目、保険基盤安定繰入金1千円の減額です。 3目、その他一般会計繰入金37万2千円の減額 で、計37万3千円の減額です。

198ページは歳出です。2款、1項、後期高齢者医療広域連合納付金は、事務費負担金で30万円の減額です。以上で説明を終わります。

続きまして199ページをお願いします。承認第17号、専決処分につき承認を求めることについて。緊急執行を要したので地方自治法第179条第1項の規定により別紙専決処分書のとおり処分したので、同条第3項の規定により報告し議会の承認を求めるものであります。

200ページをお願いします。内容は、令和2年 度占冠村歯科診療所事業特別会計補正予算第3 号であります。令和2年度占冠村歯科診療所事 業特別会計補正予算第3号は、歳入歳出予算の 総額から、歳入歳出それぞれ20万円を減額し歳 入歳出予算の総額を2390万円にするものでございます。歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は第1表歳入歳出予算補正によります。

事項別明細書によりご説明いたします。204ページをお願いいたします。歳入です。1款、1項、診療収入は、1目、国民健康保険診療報酬収入93万円の減額。2目、社会保険診療報酬収入3万円の増額。3目、後期高齢者診療報酬輸入9万円の増額。4目、一部負担金収入8万円の減額。5目、自由診療収入3万円の増額で、計86万円の減額です。

205ページ。 2款、1項、手数料は、その他手数料で1万5千円の増額です。

206ページをお願いします。3款、1項、繰入金は、基金繰入金で40万円の増額です。

207ページ。 4 款、 1 項、繰越金は、前年度繰越金で24万5千円の増額です。

208ページをお願いします。歳出です。1款、1項、施設管理費は、財源振替です。

209ページ。2款、1項、医業費は、1目、医業費において、消耗品費15万円の減額。手数料5万円の減額、計20万円の減額です。以上で説明を終わります。ご審議くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長(児玉眞澄君) 承認第13号及び承認第 14号について、建設課長、小林昌弘君。

**○建設課長(小林昌弘君)** 議案書161ページお願いいたします。承認第13号、専決処分につき承認を求めることについて。緊急執行を要したので地方自治法第179条第1項の規定により別紙専決処分書のとおり処分したので、同条第3項の規定により報告し議会の承認を求めるものでございます。

162ページです。令和2年度占冠村簡易水道事業特別会計補正予算第2号についてご説明いたします。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それ

ぞれ40万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳 入歳出それぞれ1億2060万円とするものでござ います。

議案書166ページお願いいたします。歳入の事項別明細書よりご説明いたします。3款、1項、1目、一般会計繰入金、1節、一般会計繰入金は40万円の減額でございます。

167ページです。2款、1項、1目、施設維持費、10節、需用費、光熱水費は40万円の減額でございます。

戻りまして163ページ、164ページお願いいた します。補正後の歳入歳出予算の金額は第1表 歳入歳出予算補正のとおりでございます。以上 で承認第13号の説明を終わります。

続きまして、議案書169ページお願いいたします。承認第14号、専決処分につき承認を求めることについて。緊急執行を要したので地方自治法第179条第1項の規定により別紙専決処分書のとおり処分したので、同条第3項の規定により報告し議会の議会の承認を求めるものでございます。

議案書170ページです。令和2年度占冠村公共下水道事業特別会計補正予算第2号についてご説明いたします。歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ50万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9000万円とするものでございます。

174ページお願いいたします。歳入の事項別明 細書よりご説明いたします。4款、1項、1目、 下水道事業、一般会計繰入金で50万円の減額で ございます。

175ページです。2款、1項、1目、下水道費、 10節、需用費、光熱水費は50万円の減額でござ います。

戻りまして、171ページ、172ページお願いいたします。補正後の歳入歳出予算の金額は第1 表歳入歳出予算補正のとおりでございます。以 上で承認第14号の説明を終わります。ご審議の ほどよろしくお願いいたします。

○議長(児玉眞澄君) 承認第15号については、 福祉子育て支援課長、木村恭美君。

〇福祉子育て支援課長(木村恭美君) 議案書 177ページををお願いいたします。承認第15号、専決処分につき承認を求めることについて。緊急執行を要したので、地方自治法第179条第1項の規定により別紙専決処分書のとおり処分したので、同条第3項の規定により報告し議会の承認を求めるものでございます。

178ページをお願いいたします。専決処分書令和2年度占冠村介護保険特別会計補正予算第5号について内容の説明を申し上げます。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ590万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億90万円とするものでございます。

事項別明細書においてご説明いたします。182ページお願いいたします。歳入についてご説明いたします。1款、介護保険料、1項、介護保険料において、1目、第1号被保険者介護保険料、現年度分で2万円の増額。

183ページにまいりまして、3款、国庫支出金、 1項、国庫負担金において、1目、介護給付費 負担金、現年度分で43万2千円の増額。2項、 国庫補助金において、1目、調整交付金で137万 8千円の増額。2目、地域支援事業交付金、現 年度分で24万円の増額。

184ページをお願いいたします。4款、1項、 支払基金交付金において、1目、介護給付費交 付金、現年度分で40万1千円の増額。

185ページ。5款、道支出金、1項、道負担金、 1目、介護給付費負担金、現年度分で79万3千 円の減額。2項、道補助金、1目、地域支援事 業交付金、現年度分で2万2千円の増額。

186ページにまいります。7款、繰入金、1項、一般会計繰入金、1目、介護給付費繰入金、現

年度分で522万3千円の減額。2目、地域支援事業繰入金、現年度分で67万7千円の減額。

2項、基金繰入金、1目、占冠村介護保険給付費準備基金繰入金で170万円の減額でございます。

続きまして、歳出にまいります。187ページで ございます。2款、保険給付費、1項、介護サ ービス等諸費、1目、居宅介護サービス等給付 費は財源振替でございます。3目、施設介護サ ービス等給付費で400万円の減額。5目、住宅改 修費は財源振替でございます。

2項、高額介護サービス等費、1目、高額介 護サービス等費は財源振替でございます。

3項、1目、特定入所者介護サービス等費で 100万円の減額。

189ページをお願いいたします。 3 款、1項、地域支援事業費、1目、介護予防・生活支援サービス事業費は20万円の減額。2目、一般介護予防事業で3万円の減額、作業療法士委託料で9万円の減額、理学療法士委託料で8万円の減額、計20万円の減額でございます。3目、包括的支援事業費、職員手当等、一般職分で17万3千円の減額、会計年度任用職員保健師分で12万7千円の減額。一般職共済組合分で、10万円の減額。訪問員派遣事業委託で10万円の減額、計50万円の減額でございます。

議案書179ページ、180ページにお戻り願います。補正後の額につきましては第1表歳入歳出予算補正のとおりでございます。以上で承認第15号の説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長(児玉眞澄君) これで提案理由の説明 を終わります。

これから質疑を行います。質問者はページ数 を明らかにし、質疑・答弁は要点を明確に、簡 潔に発言してください。質疑はありませんか。 1番、大谷元江君。

○1番(大谷元江君) 74ページ、2款、総務費、1項、総務管理費の中の、一般管理費の前回の説明は受けてるんですが、富良野広域連合負担金965万円、占冠消防支署の仮眠室整備と伺っておりますが、これに関してこの金額で全部終了するのかの確認をお聞きしたいと思います。承認第12号の160ページ、1項、医業費の中の5目と6目、消耗品費が200万円ずつ減額になっておりますけども、これは受診する人が少なくてこれだけの減額になったのか、トマムと占冠と同じ金額ということなので、人口的にもこれが相当するのか疑問に思いましたので確認しますので答えをお願いします。

〇議長(児玉眞澄君) 総務課長、三浦康幸君。 〇総務課長(三浦康幸君) 大谷議員のご質問 にお答えします。議案書74ページ。2款、1目、 の消防の仮眠室の関係でございます。こちらを もって仮眠室の工事が終了するかどうかという ご質問かと思いますけども、仮眠室については 終了する予定でございます。以上です

〇議長(児玉眞澄君) 住民課長、伊藤俊幸君。 〇住民課長(伊藤俊幸君) 大谷議員の質問に お答えします。160ページの医業費の5目と6目 の消耗品費なんですけれども、議員に言われた とおり受診控え等による薬剤購入費の減額によ るもので200万円ずつの減額となっております。 以上です

○議長(児玉眞澄君) 他に質疑ありませんか。5番、下川園子君。

○5番(下川園子君) 78ページ、10款、1項、3目、17節の備品購入費、公立学校情報機器整備事業ということで、端末を購入する金額なのかと思うのですが、端末はどういったもので何台購入するのか、いつまでに配置するのかを伺います。

〇議長(児玉眞澄君) 教育次長、多田淳史君。

○教育次長(多田淳史君) 下川議員のご質問にお答えします。公立学校情報機器整備事業の289万円ですけれども、こちらについては、タブレットの購入を今予定しておりまして、こちらについてはGIGAスクール構想とは別に教員用のタブレットにしようということで考えております。台数については各校で35台程度を予定しておりまして、これから発注をかけたいと思っておりまして、早急にお渡しできるように準備を進めてまいる予定でございます。以上です。○議長(児玉眞澄君) ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

**○議長(児玉眞澄君)** 質疑なしと認めます。 これで質疑を終わります。

討論を省略します

これから、承認第8号専決処分につき承認を 求めることについての件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり承認することにご意義ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

〇議長(児玉眞澄君) 異議なしと認めます。

したがって、承認第8号は原案のとおり承認 することに決定しました。

これから、承認第9号専決処分につき承認を求めることについての件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり承認することにご意義ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**〇議長(児玉眞澄君)** 異議なしと認めます。

したがって、承認第9号は原案のとおり承認 することに決定しました。

これから、承認第10号専決処分につき承認を 求めることについての件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり承認することにご意義ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(児玉眞澄君) 異議なしと認めます。

したがって、承認第10号は原案のとおり承認 することに決定しました。

これから、承認第11号「専決処分につき承認 を求めることについて」の件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり承認することにご意義ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

O議長(児玉眞澄君) 異議なしと認めます。

したがって、承認第11号は原案のとおり承認 することに決定しました。

これから、承認第12号専決処分につき承認を 求めることについての件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり承認することにご意義ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**〇議長(児玉眞澄君)** 異議なしと認めます。

したがって、承認第12号は原案のとおり承認 することに決定しました。

これから、承認第13号専決処分につき承認を 求めることについての件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり承認することにご意義ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

〇議長(児玉眞澄君) 異議なしと認めます。

したがって、承認第13号は原案のとおり承認 することに決定しました。

これから、承認第14号専決処分につき承認を 求めることについての件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり承認することにご意義あ

りませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(児玉眞澄君) 異議なしと認めます。

したがって、承認第14号は原案のとおり承認 することに決定しました。

これから、承認第15号専決処分につき承認を求めることについての件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり承認することにご意義ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**〇議長(児玉眞澄君)** 異議なしと認めます。

したがって、承認第15号は原案のとおり承認 することに決定しました。

これから、承認第16号専決処分につき承認を 求めることについての件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり承認することにご意義ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(児玉眞澄君) 異議なしと認めます。

したがって、承認16号は原案のとおり承認することに決定しました。

これから、承認第17号専決処分につき承認を 求めることについての件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり承認することにご意義ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

O議長(児玉眞澄君) 異議なしと認めます。

したがって、承認第17号は原案のとおり承認 することに決定しました。

# ◎日程第22 報告第1号

〇議長(児玉眞澄君) 続いて、日程第22、報告第1号、令和2年度占冠村一般会計繰越明許 費繰越計算についての件の報告を求めます。総 務課長、三浦康幸君。

○総務課長(三浦康幸君) それでは、議案書 の211ページをお願いいたします。

それでは、報告第1号。令和2年度占冠村一般会計繰越明許費繰越計算についてご説明申し上げます。本件は地方自治法施行令第146条第2項の規定により、令和2年度占冠村一般会計繰越明許費繰越計算について報告するものでございます。内容は、専決処分にて補正いたしました繰越明許費について、全額繰り越すことを報告するものでございます。内容につきましては、議案書211ページから212ページの令和2年度占冠村一般会計繰越明許費繰越計算書のとおりでございます。以上ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(児玉眞澄君) これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「無し」の声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上で報告を終わります。

# ◎日程第23 議案第1号から日程26 議案第4

〇議長(児玉眞澄君) 日程第23、議案第1号、 工事請負契約を締結することについての件から、 日程第26、議案第4号、占冠村手数料条例の一 部を改正する条例を制定することについてまで の件、4件を一括議題とします。提案理由の説 明を求めます。議案第1号及び議案第2号について建設課長、小林昌弘君。

〇建設課長(小林昌弘君) 議案書213ページを お願いいたします。議案第1号、工事請負契約 を締結することについて。次のとおり工事請負 契約を締結するため、地方自治法第96条第1項 第5号及び議会に付すべき契約及び財産の取得 又は処分に関する条例第2条の規定により、議 会の議決を求めるものでございます。記、1、契約の目的、占冠村一般廃棄物最終処分場水処理施設工事。2、契約の方法、指名競争入札。3、契約金額1億9778万円。4、契約の相手方、札幌市中央区北12条西15丁目4番1号、新栄クリエイト株式会社、代表取締役、大西一洋。以上ご審議よろしくお願いいたします。

続きまして215ページお願いいたします。議案 第2号、動産購入契約を締結することについて。 次のとおり動産購入契約を締結するため、地方 自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付 すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条 例第3条の規定により、議会の議決を求めるも のでございます。記、1、契約の目的、村営バス購入。2、契約の方法、指名競争入札。3、 契約の金額、1141万8千円。4、契約の相手方、 旭川市永山2条14丁目1番21号、北海道日野自 動車株式会社旭川支店、支店長、荒谷教世。以 上ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

〇議長(児玉眞澄君)議案第3号について、総務課長、三浦康幸君。

○総務課長(三浦康幸君) 議案書の217ページ をお願いいたします。議案第3号、占冠村税条 例の一部を改正する条例を制定することについ てご説明申し上げます。本条例は、地方税法第 701条の規定により鉱泉浴場所在の市町村は鉱泉 浴場の入湯者に対して入湯税を課すものとされ ていることに鑑み、占冠村税条例の一部を改正 するものでございます。内容は同条例に入湯税 を追加し鉱泉浴場における入湯者に対し、一人 一日につき150円の入湯税を課すものでございま す。ただし、地域住民の福祉の向上等に資する ため、同条例案第142条において、課税免除の規 定を設けております。施行期日は令和3年10月 1日から施行するものとしております。ただし、 附則第3条から第5条までの規定は、令和4年 1月1日から施行することとしています。以上 ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(児玉眞澄君) 議案第4号については、 住民課長、伊藤俊幸君。

○住民課長(伊藤俊幸君) 議案書221ページを お開き願います。議案第4号、占冠村手数料条 例の一部を改正する条例を制定することについ て。占冠村手数料条例の一部を改正する条例を 次のとおり制定する。令和3年6月16日提出。 占冠村長、田中正治。占冠村手数料条例の一部 を改正する条例について提案理由のご説明をい たします。本条例は行政手続きにおける特定の 個人を識別するための番号の利用等に関する法 律の一部改正により、地方公共団体情報システ ム機構がマイナンバーカードを発行するものと して明確化されることに伴い、本条例の一部を 改正するものであります。改正内容につきまし ては、別表中住民課関係の手数料を徴収する事 項から、個人番号カードの再交付に係る手数料 の規定を削除するものであります。施行期日は 令和3年9月1日から施行するものであります。 以上で提案理由の説明を終わります。よろしく ご審議くださいますようお願いいたします。

〇議長(児玉眞澄君) これで提案理由の説明 を終わります。

# ◎日程第27 議案第5号から日程第29 議案第7号

○議長(児玉眞澄君) 日程第27、議案第5号、令和3年度占冠村一般会計補正予算第1号の件から、日程第29、議案第7号、令和3年度村立診療所特別会計補正予算第1号までの件3件を一括議題とします。提案理由の説明を求めます。議案第5号について、総務課長、三浦康幸君。

〇総務課長(三浦康幸君) それでは議案書の 223ページをお願いいたします。令和3年度占冠 村一般会計補正予算第1号についてご説明申し 上げます。令和3年度占冠村一般会計補正予算 第1号は歳入歳出それぞれ1650万円を追加し、 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ28億 3050万円とするものと、地方債の追加及び廃止 各1件でございます。

以下、歳入から説明申し上げます。議案書229 ページをお願いいたします。15款、2項、道補助金において、4目、農林業費道補助金は、経営所得安定対策直接支払推進事業費道補助金3 千円の増額でございます。5目、商工費道補助金は、プレミアム付商品券発行支援事業道補助金600万円の増額でございます。

230ページ。16款、1項、財産運用収入において、1目、財産貸付収入は、店舗使用料60万円の増額でございます。

231ページでございます。18款、1項、繰入金において、4目、農業振興基金繰入金408万円の増額。12目、平和の村基金繰入金80万円の増額でございます。

232ページをお願いします。19款、1項、1目、繰越金は、前年度繰越金で2万6千円の増額でございます。

20款、3項、貸付金元利収入において、8目、農業振興資金貸付金収入は49万円の減額でございます。

20款、5項、1目、雑入は、農業者年金事務手数料18万1千円の増額でございます。

234ページ。21款、1項、村債において、1目、 総務債、中型バス購入事業債680万円の減額。過 疎対策事業債1210万円の増額で、計530万円の増 額でございます。

次に歳出について説明いたします。235ページ 2款、1項、総務管理費において、1目、一般 管理費は、消耗品費4万5千円の増額。4目、 財産管理費は、燃料費20万円、光熱水費40万円 で60万円の増額。10目、旅客自動車運送事業費 は財源振替でございます。11目、諸費は、費用 弁償8万7千円。大型車庫柱・梁補強工事260万 円の増額。平和教育視察研修事業補助金80万円 の増額で、計348万7千円の増額でございます。

2款、4項、選挙費において、7目、村議会 議員選挙費は、消耗品費19万円、印刷製本費6 万円。ポスター掲示場設置及び撤去委託料42万 5千円。リース料15万5千円で、計83万円の増 額でございます。

236ページでございます。2款、6項、監査委員費は、費用弁償4万1千円、普通旅費2千円で、4万3千円の増額でございます。

3款、1項、社会福祉費において、1目、社会福祉総務費は、令和2年度民生委員等関係経費負担金返還金14万6千円の増額でございます。

3款、2項、児童福祉費において、1目、児童福祉総務費は、地域おこし協力隊報酬11万8千円の減額。職員手当等30万5千円の増額。協力隊共済費82万円の増額。燃料費4万9千円の増額。保険料4万円の増額。地域おこし協力隊用公用車使用料32万円の増額、高速道路使用料4万円の増額、駐車場使用料1万円の増額、地域おこし協力隊住宅借上料66万円の減額。地域おこし協力隊研修負担金5万円の減額で、計75万6千円の増額でございます。

238ページ。6款、1項、農業費において、1 目、農業委員会費は財源振替でございます。2 目、農業振興費は、経営所得安定対策推進事業 補助金3千円の増額、農業振興・新規就農等支 援対策補助金408万円の増額で、計408万3千円 の増額となっております。3目、畜産業費は、 畜産振興基金積立金49万円の減額でございます。

6款、2項、林業費において、1目、林業振 興費は、狩猟者養成事業補助金20万円の増額で ございます。

239ページをお願いいたします。7款、1項、 商工費において、1目、商工振興費は、商工業 等消費振興活性化事業補助金600万円の増額でご ざいます。 240ページをお願いいたします。8款、1項、 道路橋梁費において、3目、橋梁維持費は財源 振替でございます。

8款、3項、住宅費において、1目、住宅管理費は、修繕料50万円の増額でございます。

8款、4項、都市計画費において、3目、公園費は、修繕料30万円の増額でございます。

241ページ。10款、1項、教育総務費において、3目、義務教育振興費は、会計年度任用職員報酬56万円の減額。会計年度任用職員分共済費16万円の増額で、計40万円の減額となっております。

10款、3項、中学校費において、1目、学校 管理費は、修繕料20万円の増額。2目、教育振 興費は、消耗品費20万円の増額でございます。

議案書224ページから225ページをお願いいた します。補正後の歳入歳出予算は議案書224ペー ジから225ページにかけての第1表歳入歳出予算 補正のとおりでございます。

議案書226ページをお願いたします。地方債の 補正につきましては、第2表のとおり過疎対策 事業債を追加し、中型バス購入事業債を廃止し ようとするものでございます。以上ご審議のほ どよろしくお願いいたします。

○議長(児玉眞澄君) 議案第6号及び議案第7号については住民課長、伊藤俊幸君。

〇住民課長(伊藤俊幸君) 議案書243ページをお願いいたします。議案第6号、令和3年度占冠村国民健康保険事業特別会計補正予算第1号の提案理由を説明いたします。令和3年度占冠村国民健康保険事業特別会計補正予算第1号は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ30万円を追加し、歳入歳出予算の総額を1億3490万円とするものであります。歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によります。

事項別明細書によりご説明いたします。247ページをお願いいたします。歳入です。4款、1項、道補助金は、保険給付費等交付金で30万円の増額です。

248ページは歳出です。2款、6項、傷病手当金は、新型コロナウイルス感染症傷病手当金20万円の増額です。

249ページ。5款、1項、特定健康診査等事業 費は、1目、特定健康診査等事業費、消耗品費 10万円の増額です。以上で議案第6号の説明を 終わります。

続きまして、251ページ。議案第7号、令和3年度村立診療所特別会計補正予算第1号について提案内容の説明をいたします。令和3年度村立診療所特別会計補正予算第1号は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ130万円を追加し、歳入歳出予算の総額を8350万円とするものであります。歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によります。

以下事項別明細書によりご説明いたします。 255ページをお開き願います。歳入です。5款、 1項、繰越金、前年度繰越金5万円の増額です。 256ページ、7款、1項、国庫補助金は、1目、 衛生費国庫補助金において、新型コロナウイル ス感染症感染拡大防止・医療提供体制確保支援 補助金125万円の増額です。

257ページは歳出です。1款、1項、施設管理 費は、2目、占冠診療所管理費において、消耗 品費20万円の増額。3目、トマム診療所管理費 は、消耗品費10万円、修繕料60万円の増額です。 施設管理費の合計で90万円の増額となります。

258ページ。2款、1項、医業費は、5目、占 冠診療所医療品衛生材料費において、消耗品費 10万円の増額。6目、トマム診療所医療品衛生 材料費において、消耗品費30万円の増額で、計 40万円の増額です。以上で説明を終わります。 よろしくご審議くださいますようお願いいたし ます。

○議長(児玉眞澄君) これで提案理由の説明 を終わります。

# ◎散会宣言

○議長(児玉眞澄君) 以上で本日の日程は全 て終了しました。これで本日の会議を閉じます。 本日はこれで散会いたします。

散会 午後3時36分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 3 年 7 月 21 日

占冠村議会議長 児玉 眞澄

(署名議員)

占冠村議会議員 五十嵐 正 雄

占冠村議会議員 下川 園子

# 令和3年第3回占冠村議会定例会会議録(第2号) 令和3年6月17日(木曜日)

# 〇議事日程

|       |         | 議長開議宣言(午前 10 時)                  |
|-------|---------|----------------------------------|
| 日程第 1 | 議案第 1号  | 工事請負契約を締結することについて                |
| 日程第 2 | 議案第 2号  | 動産購入契約を締結することについて                |
| 日程第 3 | 議案第 3号  | 占冠村税条例の一部を改正する条例を制定することについて      |
| 日程第 4 | 議案第 4号  | 占冠村手数料条例の一部を改正する条例を制定することにつ      |
|       |         | いて                               |
| 日程第 5 | 議案第 5号  | 令和3年度占冠村一般会計補正予算(第1号)            |
| 日程第 6 | 議案第 6号  | 令和3年度占冠村国民健康保険事業特別会計補正予算(第1      |
|       |         | 号)                               |
| 日程第 7 | 議案第 7号  | 令和3年度村立診療所特別会計補正予算(第1号)          |
| 日程第 8 | 同意案第1号  | 占冠村監査委員の選任につき同意を求めることについて        |
| 日程第 9 | 同意案第2号  | 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めること      |
|       |         | について                             |
| 日程第10 | 発議案第1号  | 占冠村に放射線物質等を持ち込ませない条例を制定すること      |
|       |         | について                             |
| 日程第11 | 発議案第2号  | 占冠村議会会議規則の一部を改正する規則を制定することに      |
|       |         | ついて                              |
| 日程第12 | 決議案第1号  | 議会広報特別委員会設置に関する決議について            |
| 日程第13 | 意見書案第2号 | 日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見      |
|       |         | 書                                |
| 日程第14 | 意見書案第3号 | 地方財政の充実・強化に関する意見書                |
| 日程第15 | 意見書案第4号 | 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率 1/2 への復元、「30 人 |
|       |         | 以下学級」など教育予算確保・拡充と就学保障の実現に向け      |
|       |         | た意見書                             |
| 日程第16 | 意見書案第5号 | 2021 年度北海道最低賃金改正等に関する意見書         |
| 日程第17 | 意見書案第6号 | 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求      |
|       |         | める意見書                            |
| 日程第18 |         | 議員派遣の件                           |
| 日程第19 |         | 閉会中の継続調査・所管事務調査申出書               |
|       |         |                                  |

# 〇出席議員(7名)

 議長
 8番 児 玉 眞 澄 君 副議長
 1番 大 谷 元 江 君

 2番 藤 岡 幸 次 君
 3番 五十嵐 正 雄 君

松永英敬

康 幸

雅

昌

恭 美

貴 裕

智 宏

清

裕

典 子 敦

彦

弘

孝

子

樹

代

三浦

小 尾

木 村

阿部

鈴木

竹 内

杉岡

嵯 峨

佐久間

岡本叔

野 原 大

森 田 梅

4番 細 谷 誠君 6番 小 林 潤 君

# 〇欠席議員(0名)

# 〇出席説明員

(長部局)

村 占 冠 村 長 長 田中正治 副 会 計 管 理 者 合 田 幸 総 務 課 長 企画商工課長 出 農 長 平 卓 林 課 林業振興室長 建 長 小 林 根 本 治 設 課 住 民 課 長 福祉子育て支援課長 伊 藤俊幸 トマム支所長 平川 満彦 総務担当主幹 職員厚生担当主幹 坂 本 龍 財務 担当主幹 哉 税務担当主幹 企 画 担 当 主 幹 佐々木 智 猛 商工観光担当主幹 佳 則 農 業担当主幹 橘 林業振興室主幹 髙 桑 浩 建築担当主幹 環境衛生担当主幹 後 藤 義 和 戸籍担当主幹 国保医療担当主幹 保健予防担当主幹 小 瀬 敏 広 村立占冠診療所主幹 上 島 早 苗 社会福祉担当主幹 介護担当主幹 細川明美 子育て支援室主幹 (教育委員会)

教育 長 藤本 教 育 次 長 武 田 淳 史 多 学校教育担当兼総務担当主幹 松永真里 社会教育担当主幹 蠣 崎 純 (農業委員会)

事 務 局 小 尾 雅 彦 長 (選挙管理委員会)

書 記 長 三浦康幸

(監査委員)

監 杳 委 員 木村英記 監 杳 委 員 下 川 園 子 事 務 局 長 岡崎至可

# 〇出席事務局職員

事 務 局 長 岡崎至可 事 務 補 三ツ谷 陸 翔

# ◎開議宣言

○議長(児玉眞澄君) 皆さん、おはようございます。ただいまの出席議員は7名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

# ◎議事日程

〇議長(児玉眞澄君) 本日の議事日程は、あらかじめ、お手元に配布したとおりです。

# ◎日程第1 議案第1号

○議長(児玉眞澄君) 日程第1、議案第1号、 工事請負契約を締結することについての件を議 題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。 2番、藤岡幸次君。

○2番(藤岡幸次君) 工事請負契約の占冠村 一般廃棄物最終処分場水処理施設工事というこ とで締結なんですが、これ自体については疑問 ないんですけども、当然一般廃棄物最終処理場 については嵩上げまたはトラックスケール、そ ういった工事が当然一体としてあるはずなんだ けど、そちらのほうの請負契約についてはどう なっているのかお聞かせください。

○議長(児玉眞澄君) 建設課長、小林昌弘君。 ○建設課長(小林昌弘君) 藤岡議員のご質問 にお答えいたします。まず1点目の嵩上げの工 事ですけれども、こちらにつきましては4月27 日に発注を終えております。続きまして2点目 のトラックスケールですけれども、こちらにつ いては、今回の議案にあります水処理施設工事 の中にトラックスケールの新設工事も含まれて おります。以上です。

O議長(児玉眞澄君) 3番、五十嵐正雄君。

○3番(五十嵐正雄君) 前に所管事務調査を

したとき、機械も古くなったので入れ替えるという話だったので、それが主かなとは思うのですけども、ご説明より、過去においてあそこで痛ましい死亡災害事故を実は起こしています。所管事務調査で、現地でいろんな安全対策を講ずるべきだというような形で諮問しています。今回の工事でそのようなことも含めて、改めてそう言った安全対策に配慮した工事も含まれているのかどうか、そのあたりについて1点伺います。

○議長(児玉眞澄君) 建設課長、小林昌弘君。 ○建設課長(小林昌弘君) 五十嵐議員のご質問にお答えいたします。議員ご指摘のとおり、 痛ましい事故が過去にあったということでその際、総務産業常任委員会でも現地調査いただきまして、いろいろ指示事項ございました。ゲートの位置を下げるですとか、調整池のところに救助用具を配備するですとか、そういったことについてはその当時ご指摘いただいたときに整備をしておりますので、今回の工事ではそのようなことは、特に工事の中には入ってございません。以上でございます。

○議長(児玉眞澄君) ほかに質疑ありませんか 5番、下川園子君。

○5番(下川園子君) こちらの工期がどのくらいになるのか伺いたいのと、周知方法はどのように考えているのか伺います。

○議長(児玉眞澄君) 建設課長、小林昌弘君。 ○建設課長(小林昌弘君) 下川議員のご質問 にお答えします。工期につきましては、本日議 決いただきましたら、5日以内に本契約を結ぶ ということになっておりますので、その本契約 を結んだ日が着工日になりまして、完了日が令 和4年3月31日を予定しております。周知方法 ですけれども、近隣の住宅ですと の住 宅が途中にありまして、羊も飼われているとい うこともあります。すでに嵩上げの工事が発注 になっておりますので、その関係で、請負業者のほうでのほうにはご連絡を差し上げているところでございます。ただそれ以外、上トマムや中トマムに関しては、特段周知はしてございません。以上です。

O議長(児玉眞澄君) 2番、藤岡幸次君。

O2番(藤岡幸次君) 先ほどのトラックスケールの件なんですけれども、工事の中に含まれるというお話ですけれども総務産業常任委員会の中でも意見が出ているかと思いますけども、特にトラックスケールについては正確な計量のために急がれるのではないかと意見も出てたかと思うんですけども、この工事の中でそのような発注の配慮をできているのかどうかをお伺いしたいです。

○議長(児玉眞澄君) 建設課長、小林昌弘君。 ○建設課長(小林昌弘君) 藤岡議員のご質問 にお答えします。今現在まだ仮契約の状態です ので、工事の内容の詳細な行程までは業者から お聞きしておりませんけども、議員の皆様から もそういったご指摘が過去からございますので、 トラックスケールの部分だけでも早く工事を進 めて、その部分だけでも早く稼働させたいとい う思いがございまして、この件に関する設計や 調査というところに関係するコンサルに確認し たところ、やはり想定している工期は3月末ま でかかるということでその部分だけの早い稼働 というのは難しいと思っております。以上でご ざいます。

○議長(児玉眞澄君) ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(児玉眞澄君) 質疑なしと認めます。 これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(児玉眞澄君) 討論なしと認めます。
これをもって討論を終わります。

これから議案第1号、工事請負契約を締結することについての件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(児玉眞澄君) 異議なしと認めます。 したがって議案第1号は原案のとおり可決し ました。

# ◎日程第2 議案第2号

○議長(児玉眞澄君) 日程第2、議案第2号、 動産購入契約を締結することについての件を議 題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。 1番、大谷元江君。

- ○1番(大谷元江君) マイクロバス購入ということですのでバスを小さくすることに異議はないのですが、予算措置の中に中型バス購入の起債を廃止してマイクロバス購入ということになっておりましたけども、この変更の理由はどういうことなのか教えてください。
- ○議長(児玉眞澄君) 総務課長、三浦康幸君。 ○総務課長(三浦康幸君) 大谷議員のご質問 にお答えします。より有利な起債に組み替えた ということでございます。
- **〇議長(児玉眞澄君)** 大谷元江君。
- ○1番(大谷元江君) 有利な方に変えたということはいいことだと思うのですが、中型バスを購入予定だったはずがマイクロバスに変えると乗る予想人数も変わってくるということですよね。そのあたりは問題ないということですか。○議長(児玉眞澄君) 総務課長、三浦康幸君。
- ○議長(児玉具澄君) 総務課長、二浦康辛君。○総務課長(三浦康幸君) 起債の申請の段階でその件名を当時中型バスという件名で申請さ

せていただいたということで、購入する物品については変わらないということです。以上でございます。

○議長(児玉眞澄君) ほかに質疑ありませんか。5番、下川園子君。

○5番(下川園子君) こちらのマイクロバス についての利用人数、乗車人数を伺いたいのと、 どの路線で使用するのかということと、購入に あたり今まで使用していたバスの処分というの が必要となってくると思うのですが、その処分 についての費用はこの金額の中に含まれている のかどうか伺います。

○議長(児玉眞澄君) 建設課長、小林昌弘君。 ○建設課長(小林昌弘君) 下川議員のご質問 にお答えします。乗車人数は23名です。使用す る路線は富良野線になります。ただトマム線の バスが故障したときは富良野線のバスを利用し たりもしていますので、そういった利用は今後 ともあると思います。古いバスについては下取 りという形で、今回メーカーのほうに下取りを していただくということになっております。以 上です。

○議長(児玉眞澄君) ほかに質疑ありませんか。2番、藤岡幸次君。

**〇2番(藤岡幸次君)** 仕様について伺います。 マイクロバスということなんですけども、今バ リアフリーということで身障者対応とか車いす 等々ある中で、そういった配慮のできた仕様に なっているのかどうかお聞かせください。

〇議長(児玉眞澄君) 建設課長、小林昌弘君。 〇建設課長(小林昌弘君) 藤岡議員のご質問 にお答えします。バリアフリーの対応になった バスではございません。以上です。

○議長(児玉眞澄君) ほかに質疑ありません か。藤岡幸次君。

**〇2番(藤岡幸次君)** もし車いすの人が乗り たいと言ったらどうするのですか。今まではな

いにしても身障者にそういう配慮というのは必要なんじゃないかと思うのですが。そのような検討はされていないのですか。

○議長(児玉眞澄君) 建設課長、小林昌弘君。 ○建設課長(小林昌弘君) 藤岡議員の質問に お答えします。現状その購入にあたってのその 辺の議論はしていないところでございますけど も、実際そういう方が乗車するにあたりまして は補助する方が必要になるかと思いますので、 その際に今現在運行を委託してます の運転手の方にその辺の補助ができるかどうか ということもございますので、その辺はまた改 めて今後バス購入するうえで検討していかなけ ればならないかなと考えております。以上です。 ○議長(児玉眞澄君) ほかに質疑ありませんか。 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。 これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(児玉眞澄君) 討論なしと認めます。
これをもって討論を終わります。

これから議案第2号、動産購入契約を締結することについての件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご意義ありませんか。

(異議「なし」の声あり)

異議なしと認めます。したがって議案第2号 は原案のとおり可決されました。

# ◎日程第3 議案第3号

O議長(児玉眞澄君) 日程第3、議案第3号、 占冠村税条例の一部を改正する条例を制定する ことについての件を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。 (「なし」の声あり)

○議長(児玉眞澄君) ほかに質疑ありません

か。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

(「なし」の声あり)

○議長(児玉眞澄君) 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。 (「なし」の声あり)

○議長(児玉眞澄君) 討論なしと認めます。
これをもって討論を終わります。

これから議案第3号、占冠村税条例の一部を 改正する条例を制定することについての件を採 決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(児玉眞澄君) 異議なしと認めます。 したがって議案第3号は原案のとおり可決しました。

### ◎日程第4 議案第4号

○議長(児玉眞澄君) 日程第4、議案第4号、 占冠村手数料条例の一部を改正する条例を制定する ことについての件を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。 (「なし」の声あり)

○議長(児玉眞澄君) 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか

(「なし」の声あり)

○議長(児玉眞澄君) 討論なしと認めます。
これをもって討論を終わります。

これから、議案第4号、占冠村手数料条例の一部を改正する条例を制定することについての件を 採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(児玉眞澄君) 異議なしと認めます。 したがって議案第4号は原案のとおり可決しました。

# ◎日程第5 議案第5号

○議長(児玉眞澄君) 日程第5、議案第5号、 令和3年度占冠村一般会計補正予算第1号の件を 議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。 5番、下川園子君。

〇5番(下川園子君) 議案書238ページの6款、 1項、2目、農業振興費の18節、負担金、補助 及び交付金、農業振興・新規就農等支援対策補 助金の増額理由を伺います。もう1点241ページ の10款、1項、3目、1節の報酬こちらが減額 になっているんですが、この時期に減額をして サポート体制は大丈夫なのかどうか、あとこの 減額というのは、働く時間数の減少によるため の減額なのかを伺います。

〇議長(児玉眞澄君) 農林課長、小尾雅彦君。 〇農林課長(小尾雅彦君) 下川議員のご質問にお答えします。238ページの6款、1項、2目、の農業振興費、負担金、補助及び交付金の農業振興・新規就農等支援対策補助金408万円の増額内容です。この増額につきましては、新規就農者2者への施設の改修に際する増額が1件1者の方につきましては農業振興の施設補助といたしまして、当所予算では50万円計上して予定はしていたのですが、居抜きの農家の廃屋跡に新規就農者が入っておりますので、D型の畜舎の改修費用で正式に工務店に施設の改修見積もりを依頼したところ、350万円ということで全然当初と違う金額が見積もられました。そのうちの2分の1の補助ということでD型の畜舎の改修 で175万円ほど、もう1者の新規就農者につきましては、これまで実在する農家の方のお手伝いをしながら就農を目指していた方ですけども、やはり独立するにあたって既存の農家からいろいろな農機具を拝借して共同で使うのは気が引けるということで、新規就農の3年以内は就農に際しての2分の1の施設整備の補助が受けられるということで、この方につきましても当初予算に計上はなかったのですけども、予定変更されてこの方も297万5千円ということで、当初予算にはない予定ではあったのですけども一応対象者ということで今回精査し補正対応をさせていただいたところでございます。以上です。

〇議長(児玉眞澄君) 教育次長、多田淳史君。 **○教育次長(多田淳史君)** 質問にお答えさせ ていただきます。教育総務費の義務教育振興費 の56万円の減額に関してでございますが、こち らにつきましては当初予算において特別支援そ れから学校支援員ということで2名分の会計年 度任用職員の報酬を計上させていただいて募集 のほうをかけていたところなのですが、年度明 けまして応募自体が1名、採用も1名というこ とで1名分の予算が余っておりました。この度、 採用している1名の分の雇用時間、こちらを延 ばすということにしまして、その分の共済費が 発生してくるものですから、こちらに充てるた めに既存の1名分余っているところの予算から 減額をさせていただいて共済費に充てさせてい ただくということで措置をさせていただいてお ります。以上でございます。

○議長(児玉眞澄君) ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(児玉眞澄君) 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(児玉眞澄君) 討論なしと認めます。
これをもって討論を終わります。

これから、議案第5号、令和3年度占冠村一般 会計補正予算第1号の件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(児玉眞澄君) 異議なしと認めます。 したがって、議案第5号は原案のとおり可決 しました。

# ◎日程第6 議案第6号

○議長(児玉眞澄君)日程第6、議案第6号、令和3年度占冠村国民健康保険事業特別会計補正予算第1号の件を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。 (「なし」の声あり)

○議長(児玉眞澄君) 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**〇議長(児玉眞澄君)** 討論なしと認めます。 これをもって討論を終わります。

これから、議案第6号、令和3年度占冠村国民 健康保険事業特別会計補正予算第1号の件を採決 します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(児玉眞澄君) 異議なしと認めます。 したがって、議案第6号は原案のとおり可決 しました。

# ◎日程第7 議案第7号

**○議長(児玉眞澄君**) 日程第7、議案第7号、 令和3年度村立診療所特別会計補正予算第1号の 件を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。 (「なし」の声あり)

○議長(児玉眞澄君) 質疑なしと認めます。 これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありません カシ

(「なし」の声あり)

○議長(児玉眞澄君) 討論なしと認めます。 これをもって討論を終わります。

これから、議案第7号、令和3年度村立診療所 特別会計補正予算第1号の件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議あ りませんか。

(「異議なし」の声あり)

**〇議長(児玉眞澄君)** 異議なしと認めます。 したがって、議案第7号は原案のとおり可決 しました。

# ◎日程第8 同意案第1号

○議長(児玉眞澄君) 日程第8、同意案第1 号、占冠村監査委員の選任につき同意を求める ことについての件を議題とします。提案理由の 説明を求めます。村長。

○村長(田中正治君) 議案書259ページになり ます。同意案第1号、占冠村監査委員の選任に つき同意を求めることについて提案理由をご説 明いたします。本年6月16日をもって任期満了 となる占冠村監査委員であります木村英記氏を 引き続き監査委員に選任いたしたく地方自治法 第196条第1項の規定により議会の同意を求める ものでございます。同氏は昭和57年に占冠村役 場に奉職以来、役場職員として旺盛な責任感と

誠実を旨として職務に当たられ、平成24年3月 に占冠村を定年退職されて以降、平成29年から は占冠村監査委員として選任され、高い識見と 正義感を持って職務に精励されており、適任と 考えております。なお、同氏の経歴につきまし ては字面のとおりでございます。任期は令和3 年6月17日から令和7年6月16日まででござい ます。以上ご審議のほどよろしくお願いします。 ○議長(児玉眞澄君) これから質疑を行いま

す。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(児玉眞澄君) 質疑なしと認めます。 これで質疑を終わります。

討論を省略します。

お諮りします。

同意案第1号、占冠村監査委員の選任につき 同意を求めることについての件については、こ れに同意することにご意義ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

〇議長(児玉眞澄君) 異議なしと認めます。

したがって、同意案第1号、占冠村監査委員 の選任につき同意を求めることについての件は これに同意することに決定しました。

# ◎日程第9 同意案第2号

○議長(児玉眞澄君) 日程第9、同意案第2 号、固定資産評価審査委員会委員の選任につき 同意を求めることについての件を議題とします。 提案理由の説明を求めます。村長。

○村長(田中正治君) 議案書261ページになり ます。同意案第2号、固定資産評価審査委員会 委員の選任につき同意を求めることについて提 案理由をご説明いたします。本年9月30日をも って任期満了となる固定資産評価審査委員会委 員であります稲田實氏を引き続き委員に選任い たしたく地方自治法第423条第3項の規定により 議会の同意を求めるものでございます。同氏は 昭和49年占冠村役場に奉職以来、役場職員として旺盛な責任感と誠実を旨として職務に当たられ、平成23年3月に占冠村を定年退職された以降も、宮下行政区長として地域に貢献され人格識見高く、村内の状況にも詳しく適任と考えております。なお、同氏の経歴につきましては、字面のとおりでございます。任期は令和3年10月1日から令和6年9月30日まででございます。以上ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(児玉眞澄君) これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(児玉眞澄君) 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。

討論を省略します。

お諮りします。

同意案第2号、固定資産評価審査委員会委員 の選任につき同意を求めることについての件に ついては、これに同意することにご意義ありま せんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(児玉眞澄君) 異議なしと認めます。

したがって、同意案第2号、固定資産評価審 査委員会委員の選任につき同意を求めることに ついての件はこれに同意することに決定しまし た。

# ◎日程第10 発議案第1号

○議長(児玉眞澄君) 日程第10、発議案第1 号、占冠村に放射線物質等を持ち込ませない条 例を制定することについての件を議題とします。 提案理由の説明を求めます。大谷元江君。

〇1番(大谷元江君) 発議案第1号、占冠村に放射性物質等を持ち込ませない条例を制定することについて。占冠村に放射性物質等を持ち込ませない条例を次のとおり制定する。令和3年6月17日提出。提出者、占冠村議会議員、大

谷元江。賛成者同じく、五十嵐正雄、細谷誠、 下川園子、小林潤。

提案理由の説明をいたします。占冠村は鵡川 の源流に位置し、アイヌ語のシモカプ(甚だ静 かで平和な上流の場所)という意味のとおり、 樹海と清流に恵まれた自然の中にある村であり、 幾多の困難を乗り越え今日の占冠村が築かれて います。近年高レベル放射性廃棄物最終処分場 のための文献調査が開始されるなど、地下300メ ートルより深い地層に放射性物質等を埋める地 層処分を進めようとしています。また、東日本 大震災による福島第1原子力発電所事故は甚大 な被害をもたらし、核と人類は共存できないこ とを知らしめました。放射性物質等の持ち込み は基幹産業である第1次産業への風評被害や、 観光業などにも甚大な影響を及ぼす危険性があ ります。平和の村宣言の元、豊かな自然を守り 村民が平和で安心して暮らせる環境を築くため、 ここに占冠村に放射性物質等を持ち込ませない 条例を制定するものです。施行期日は公布の日 から施行するものであります。以上地方自治法 第112条第1項及び占冠村議会会議規則第14条第 1項の規定により発議案を提出いたします。以 上ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(児玉眞澄君) これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

**○議長(児玉眞澄君)** 質疑なしと認めます。 これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**〇議長(児玉眞澄君)** 討論なしと認めます。 これをもって討論を終わります。

これから、発議案第1号、占冠村に放射線物 質等を持ち込ませない条例を制定することにつ いての件を採決します。 お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

O議長(児玉眞澄君) 異議なしと認めます。

したがって、発議案第1号は原案のとおり可 決されました。

#### ◎日程第11 発議案第2号

〇議長(児玉眞澄君) 日程第11、発議案第2 号、占冠村議会会議規則の一部を改正する規則 を制定することについての件を議題とします。 提案理由の説明を求めます。小林潤君。

〇6番(小林潤君) 発議案第2号、占冠村議会会議規則の一部を改正する規則を制定することについて。占冠村議会会議規則の一部を改正する規則を次のとおり制定する。令和3年6月17日提出。提出者占冠村議会議員、小林潤。賛成者同じく、藤岡幸次、下川園子。

提案理由の説明を申し上げます。議員活動と 家庭生活との両立支援策をはじめ、男女の議員 が活動しやすい環境整備の一環として出産・育 児・介護など議員として活動するにあたっての 諸要因に配慮するため育児・介護など議会への 欠席事由を整備すると共に、出産については母 性保護の観点から出産に係る産前産後の欠席期 間を規定するものです。また、請願者の利便性 の向上をはかるため、議会への請願手続きにつ いて、請願者に一律に求めている押印の義務付 けを見直し、署名又は記名押印に改めるもので す。施行期日は公布の日から施行するものでご ざいます。以上地方自治法第112条第1項及び占 冠村議会会議規則第14条第1項の規定により発 議案を提出いたします。ご審議のほどよろしく お願いいたします。

○議長(児玉眞澄君) これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(児玉眞澄君) 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**〇議長(児玉眞澄君)** 討論なしと認めます。 これをもって討論を終わります。

これから、発議案第2号、占冠村議会会議規 則の一部を改正する規則を制定することについ ての件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(児玉眞澄君) 異議なしと認めます。 したがって、発議案第2号は原案のとおり可 決しました。

# ◎日程第12 決議案第1号

○議長(児玉眞澄君) 日程第12、決議案第1 号、議会広報特別委員会設置に関する決議についての件を議題とします。提案理由の説明を求めます。藤岡幸次君。

〇2番(藤岡幸次君) 決議案第1号、議会広報特別委員会設置に関する決議について。上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条第1項の規定により提出します。令和3年6月17日、占冠村議会議長、児玉眞澄様。提出者、占冠村議会議員、藤岡幸次。賛成者、下川園子、細谷誠、小林潤。

議会広報特別委員会設置に関する決議。次のとおり議会広報に関する特別委員会を設置するものとする。以下記載のとおり。ご審議のほどよろしくお願いします。

○議長(児玉眞澄君) これで提案理由の説明 を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。 (「なし」の声あり)

○議長(児玉眞澄君) 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。

討論を省略します。

これから決議案第1号、議会広報特別委員会 設置に関する決議についての件を採決します。 お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご意義ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

〇議長(児玉眞澄君) 異議なしと認めます。 したがって藤岡幸次君他3名から提出されました、議会広報特別委員会設置に関する決議については原案のとおり可決されました。

お諮りします。

議会広報特別委員会の委員の選任については 委員会条例第6条第4項の規定により議長において、藤岡幸次君、下川園子君、細谷誠君、小 林潤君、以上の諸君を指名したいと思います。 これにご意義ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(児玉眞澄君) 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました諸君を議会広報特別委員会委員に選任することに決定しました。ここでしばらく休憩します。休憩中に議会広報特別委員会の委員長、副委員長の互選をお願いいたします。

休憩 午前10時44分 再開 午前10時49分

〇議長(児玉眞澄君) 休憩前に引き続き会議を開きます。休憩中の議会広報特別委員会において委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果が届きましたので報告いたします。委員長に藤岡幸次君。副委員長には下川園子君。以上で報告を終わります。

# ◎日程第13 意見書案第2号

○議長(児玉眞澄君) 日程第13、意見書案第 2号、日本政府に核兵器禁止条約の参加・調 印・批准を求める意見書の件を議題とします。 提案理由の説明を求めます。五十嵐正雄君。

〇3番(五十嵐正雄君) 意見書案第2号、日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書。このことについて別紙のとおり意見書を提出します。令和3年6月17日提出。提出者、占冠村議会議員、五十嵐正雄。賛成者、占冠村議会議員、大谷元江、小林潤。

読み上げて提案いたします。日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書。 広島と長崎にアメリカの原子爆弾が投下されてから72年を経た2017年7月7日、歴史的な核兵器禁止条約が採択されました。

条約は、核兵器について破壊的な結末をもたらす非人道的な兵器であり、国連憲章、国際法、 国際人道法、国際人権法に反するものであると 断罪して、これに悪の烙印を押しました。核兵 器は今や不道徳であるだけでなく、歴史上初め て明文上も違法なものとなりました。

条約は、開発、生産、実験、製造、取得、保 有、貯蔵、使用とその威嚇にいたるまで、核兵 器に関わるあらゆる活動を禁止し、抜け穴を許 さないものとなっています。

また条約は、核保有国の条約への参加の道を 規定するなど核兵器完全廃絶への枠組みを示し ています。同時に、被爆者や核実験被害者への 援助を行う責任も明記され、被爆国、被害国の 国民の切望に応えるものとなっています。

このように、核兵器禁止条約は、被爆者とと もに私たち日本国民が長年にわたり熱望してき た核兵器完全廃絶につながる画期的なものです。

2017年9月20日、核兵器禁止条約への調印・ 批准・参加が開始されて以降、国際政治でも各 国でも、前向きな変化が生まれています。条約 調印国はアジア、ヨーロッパ、中南米、アフリカ、太平洋諸国の86か国、批准国は54か国です。 同条約は2020年10月24日、国連軍縮週間の初日 に批准国が50か国となったことにより、2021年 1月22日に発効しました。

アメリカの核の傘に安全保障を委ねている日本政府は、核兵器禁止条約に背を向け続けています。こうした態度をただちに改め、唯一の戦争被爆国として核兵器全面禁止のために真剣に努力する証として、核兵器禁止条約に参加、調印、批准することを強く求めます。以上、地方自治法第99条の規定により提出。令和3年6月17日。北海道勇払郡占冠村議会議長児玉眞澄。意見書提出先、内閣総理大臣、外務大臣。以上です。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

〇議長(児玉眞澄君) これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「ない」の声あり)

○議長(児玉眞澄君) 質疑なしと認めます。 これで質疑を終わります。

討論を省略します。

これから意見書案第2号、日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書の件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご意義ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**〇議長(児玉眞澄君)** 異議なしと認めます。 したがって本案は原案のとおり可決されました。

# ◎日程第14 意見書案第3号

○議長(児玉眞澄君) 日程第14、意見書案第 3号、地方財政の充実・強化に関する意見書の 件を議題とします。提案理由の説明を求めます。 小林潤君。 〇6番(小林潤君) 意見書案第3号、地方財政の充実・強化に関する意見書。このことについて別紙のとおり意見書を提出します。令和3年6月17日提出。提出者、占冠村議会議員、小林潤。賛成者同じく、藤岡幸次、下川園子。

読み上げて提案いたしたいと思います。地方 財政の充実・強化に関する意見書。下段のほう からまとめていきます。

2022年度の政府予算と地方財政の検討にあた っては、コロナ禍による新たな行政需要なども 把握しながら、歳入・歳出を的確に見積もり、 地方財政の確立を目指すよう、政府に以下の事 項の実現を求めます。記、一つ目、社会保障、 防災、環境、地域交通、人口減少、デジタル化 対策など、増大する地方自治体の財政需要を的 確に把握し、これに柔軟に対応し得る地方一般 財源総額の確保をはかること。二つ目、新型コ ロナウイルス対策として、ワクチン接種体制の 構築、感染症対応業務を含めた、より全体的な 体制・機能の強化、その他の新型コロナウイル ス対応事業、また地域経済の活性化まで踏まえ た、確実な財源措置をはかること。三つ目、子 育て、地域医療の確保、介護や児童虐待防止、 生活困窮者自立支援など、急増する社会保障ニ ーズが自治体の一般行政経費を圧迫しているこ とから、地方単独道事業分も含めた十分な社会 保障関連経費の拡充をはかること。また、人材 を確保するための自治体の取り組みを支える財 政措置を講じること。四つ目、デジタル・ガバ メント化における自治体業務システムの標準化 については、自治体の実情を踏まえるとともに、 目標時期の延長や一定のカスタマイズを可能と するなど、より柔軟に対応すること。また、地 域経済を活性化させるためにも、デジタルシス テムの標準化による大手企業の寡占を防止する ことや、地域でデジタル化に対応する人材育成 をはかるなど、地域デジタル社会推進費の有効

活用も含めて対応すること。五つ目、まち、ひ と、しごと創生事業費として確保されている1 兆円について、引き続き同規模の財源確保をは かること。六つ目、会計年度任用職員制度につ いて、法の主旨に基づいて当該職員の処遇改善 が求められていることから、引き続き所要額の 調査を行うなどして、さらなる財政需要を確実 に満たすこと。また、処遇改善額が明確となる よう配慮すること。七つ目、森林環境譲与税の 譲与基準については、より林業需要の高い自治 体への譲与額を増大させるよう見直すこと。八 つ目、地域間の財源偏在性の是正にむけては、 偏在性の小さい所得税・消費税を対象に国税か ら地方税への税源移譲を行うなど、抜本的な改 善を行うこと。また、コロナ禍において固定資 産税の軽減措置等が行われたことはやむを得な いものの、各種税制の廃止、減税を検討する際 には、地方六団体などを通じて、自治体の意見 や財政に与える影響を十分検証したうえで、代 替財源の確保をはじめ、財政運営に支障が生じ ることがないよう対応をはかること。九つ目、 地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強 化をはかり、小規模自治体に配慮した段階補正 の強化など対策を講じること。10番目、地方交 付税の法定率を引き上げるなど、引き続き、臨 時財政対策債に頼らない地方財政の確立に取り 組むこと。以上地方自治法第99条の規定により 提出する。令和3年6月17日、北海道勇払郡占 冠村議会議長児玉眞澄。意見書提出先、内閣総 理大臣他記載のとおりでございます。ご審議の ほどよろしくお願いいたします。

○議長(児玉眞澄君) これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(児玉眞澄君) 質疑なしと認めます。 これで質疑を終わります。

討論を省略します。

これから意見書案第3号、地方財政の充実・ 強化に関する意見書の件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご意義あ りませんか

(「異議なし」の声あり)

**○議長(児玉眞澄君)** 異議なしと認めます。 したがって本案は原案のとおり可決しました。

# ◎日程第15 意見書案第4号

〇議長(児玉眞澄君) 日程第15、意見書案第4号、義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、「30人以下学級」など教育予算確保・拡充と就学保障の実現に向けた意見書の件を議題とします。提案理由の説明を求めます。下川園子君。

〇5番(下川園子君) 意見書案第4号、義務 教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、 「30人以下学級」など教育予算確保・拡充と就 学保障の実現に向けた意見書。このことについ て別紙のとおり意見書を提出します。令和3年 6月17日提出。提出者、占冠村議会議員、下川 園子。賛成者同、細谷誠、同じく五十嵐正雄。

義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への 復元、「30人以下学級」など教育予算確保・拡充 と就学保障の実現に向けた意見書。一部抜粋し 読み上げて提出します。

義務教育費国庫負担制度は、国の負担率が2006年に1/2から1/3に変更されました。教育の機会均等を確保するためにも、国の責任において義務教育費国庫負担制度を堅持し、国の負担率を1/2へと復元することが重要です。

また、子どもたちへのきめ細やかな教育を実 現するためには、教職員定数を抜本的に改善す ることによる少人数学級の実現と教職員の超 勤・多忙化解消は不可欠です。また、教育現場 では給食費・修学旅行費などの私費負担が減少 せず、地方交付税措置されている教材費や図書 費についても自治体によってその措置に格差が 生じています。さらに、奨学金制度を利用せざ るを得ない子どもたちや経済的な理由で進学・ 就学を断念する子どもが増加しており、その解 消に向けて、就学援助制度・奨学金制度・高校 授業料無償化制度を拡大させていく必要があり ます

こうしたことから、国においては、義務教育 費無償、義務教育費国庫負担金制度の堅持、当 面負担率1/2への復元、早急に実効性のある教職 員の超勤・多忙化解消、「30人以下学級」の実現 など、以下の項目について地方自治法第99条の 規定に基づき、教育予算の確保・拡充、就学保 障の充実をはかるよう意見します。記、1、国 の責務である教育の機会均等・水準の最低保証 を担保するため、義務教育費を無償とするよう 求めます。少なくとも、義務教育費国庫負担制 度を堅持し、当面、義務教育費国庫負担金の負 担率を1/2に復元されるよう要請します。2、 「30人以下学級」の早期実現に向けて、小学校 1年生から中学校3年生の学級編制標準を順次 改定するよう求めます。当面、中学・高校への 「35人以下学級」拡大を求めます。また、地域 の特性にあった教育環境整備・教育活動の推進、 住む地域に関係なく子どもたちの教育を保障す るため、計画的な教職員定数改善による実質的 な教職員増の早期実現、教頭・養護教諭・事務 職員の全校配置の実現のため、必要な予算の確 保・拡充を図るよう要請します。3、給食費、 修学旅行費、教材費など保護者負担の解消や、 図書費などについて国において十分な確保、拡 充を行うよう要請します。4、就学援助制度・ 奨学金制度の更なる拡大、高校授業料無償化に 対する所得制限の撤廃など、就学保障の充実に 向け、国の責任において予算の十分な確保、拡 充を図るよう要請します。5、高校授業料無償

制度への所得制限撤廃とともに、朝鮮学校の授業料無償化適用除外撤回を実現するよう要請します。以上、地方自治法第99条の規定により提出する。令和3年6月17日。北海道勇払郡占冠村議会議長、児玉眞澄。意見書提出先、内閣総理大臣、以下記載のとおりです。以上ご審議のほどよろしくお願いします

○議長(児玉眞澄君) これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(児玉眞澄君) 質疑なしと認めます。 これで質疑を終わります。

討論を省略します。

これから、意見書案第4号、義務教育費国庫 負担制度堅持・負担率1/2への復元、「30人以下 学級」など教育予算確保・拡充と就学保障の実 現に向けた意見書の件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(児玉眞澄君) 異議なしと認めます。 したがって意見書案第4号は原案のとおり可 決しました。

# ◎日程第16 意見書案第5号

〇議長(児玉眞澄君) 日程第16、意見書案第 5号、2021年度北海道最低賃金改正等に関する 意見書の件を議題とします。提案理由の説明を 求めます。大谷元江君。

〇1番(大谷元江君) 意見書案第5号、2021 年度北海道最低賃金改正等に関する意見書。こ のことについて別紙のとおり意見書を提出しま す。令和3年6月17日提出。提出者、占冠村議 会議員、大谷元江。賛成者、小林潤、藤岡幸次。 読み上げて説明いたします。

2021年度北海道最低賃金改正等に関する意見

書。北海道最低賃金の引き上げは、ワーキング プア(働く貧困層)解消のためのセーフティネットの一つとして最も重要なものです。

特に、年収200万円以下のワーキングプアと呼 ばれる労働者は、給与所得者の29.6%に達してい ます。23万5千人を超える方が最低賃金に張り付 いている実態にあります。最低賃金の影響を受 けるこれら多くの非正規労働者は、労働条件決 定にほとんど関与することができません。北海 道地方最低賃金審議会の答申書においても、全 国平均1000円に向けた目標設定合意を7年連続で 表記しました。最低賃金が上がらなければ、新 型コロナウイルス感染症が収束した際の個人消 費にも影響を与え、北海道経済の停滞を招くこ とにつながりかねません。つきましては、北海 道労働局及び北海道地方最低賃金審議会におい ては、令和3年度の北海道最低賃金の改正に当 たって、以下の措置を講ずるよう強く要望しま す。記、1、より早期に全国加重平均が1000円 になることを目指すことが堅持された経済財政 運営と改革の基本方針を十分尊重し、経済の自 律的成長の実現に向けて、最低賃金を大幅に引 き上げること。2、設定する最低賃金は、経験 豊富な労働者の時間額が、道内高卒初任給、時 間額1036円を下回らない水準に改善すること。 3、厚生労働省のキャリアアップ助成金など各 種助成金を有効活用した最低賃金の引き上げを はかること。同時に、中小企業に対する支援の 充実と安定した経営を可能とする実効ある対策 をはかるよう国に対し要請すること。以上、地 方自治法第99条の規定により提出をします。令 和3年6月17日。北海道勇払郡占冠村議会議長、 児玉眞澄。意見書提出先、北海道労働局長、北 海道地方最低賃金審議会長。以上のとおりでご ざいます。ご審議のほどよろしくお願いいたし ます。

○議長(児玉眞澄君) これから質疑を行いま

す。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(児玉眞澄君) 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。

討論を省略します。

これから意見書第5号、地方財政の充実・強 化に関する意見書の件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(児玉眞澄君) 異議なしと認めます。 したがって意見書案第5号は原案のとおり可 決しました。

# ◎日程第17 意見書第6号

〇議長(児玉眞澄君) 日程第17、意見書第6 号、林業・木材産業の成長産業化に向けた施策 の充実・強化を求める意見書の件を議題としま す。これから質疑を行います。提案理由の説明 を求めます。藤岡幸次君。

〇2番(藤岡幸次君) 意見書案第6号、林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書。このことについて別紙のとおり意見書を提出します。令和3年6月17日提出。提出者、占冠村議会議員、藤岡幸次。 賛成者、細谷誠、下川園子。

林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の 充実・強化を求める意見書。本道の森林を将来 の世代に引き継ぐため、活力ある森林づくりや 防災・減災対策をさらに進め、森林資源の循環 利用による林業・木材産業の成長産業化が実現 できるよう、国においては、次の措置を講ずる よう強く要望する。以下記載のとおり。以上、 地方自治法第99条の規定により提出する。令和 3年6月17日。北海道勇払郡占冠村議会議長、 児玉眞澄。意見書提出先、衆参議長、他記載の とおり。以上ご審議のほどよろしくお願いします。

〇議長(児玉眞澄君) これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(児玉眞澄君) 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。

討論を省略します。

これから意見書第6号、林業・木材産業の成 長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意 見書の件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(児玉眞澄君) 異議なしと認めます。

したがって意見書案第6号は原案のとおり可 決しました。

# ◎日程第18 議員派遣の件

○議長(児玉眞澄君) 日程第18、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。

議員派遣の件につきましては、お手元に配布 したとおりご意義ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(児玉眞澄君) 異議なしと認めます。 よって議員派遣の件はお手元に配布したとおり 決定しました。

# ◎日程第19 閉会中の継続調査・所管事務調査申出

○議長(児玉眞澄君) 日程第19、閉会中の継 続調査・所管事務調査申出の件を議題とします。 議会運営委員長及び総務産業常任委員長から、 会議規則第74条の規定により、お手元に配布した申出書のとおり、閉会中の継続調査・所管事務調査の申出がありました。

お諮りします。

委員長から、申し出のとおり閉会中の継続調査・所管事務調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**〇議長(児玉眞澄君)** 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉 会中の継続調査所管事務調査とすることに決定 しました。

# ◎閉会の議決

〇議長(児玉眞澄君) 以上をもって、本定例 会に付議された案件は全て終了しました。

したがって、会議規則第7条の規定によって 本日で閉会したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(児玉眞澄君) 異議なしと認めます。 したがって、本定例会は、本日で閉会することに決定しました。

#### ◎閉会宣言

○議長(児玉眞澄君) これで、本日の会議を 閉じます。令和3年第3回占冠村議会定例会を 閉会します。

閉会 午前11時20分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 3 年 7 月 21 日

占冠村議会議長 児玉 眞澄

(署名議員)

占冠村議会議員 五十嵐 正 雄

占冠村議会議員 下川 園子